

第2期千葉県教育振興基本計画（素案）

千葉県
千葉県教育委員会

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の主旨	2
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の期間	3
第4節 策定のプロセス	3
第2章 千葉県教育のめざす姿	5
第1節 千葉県教育をめぐる現状	6
第2節 第1期計画の検証と今後の重要課題	18
第3節 千葉県教育のめざす姿	21
第4節 基本的な取組方針	23
第3章 施策の方向性と5年間に実施する重点的な取組	25
I 志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる	
～夢・チャレンジプロジェクト	26
1 社会を生き抜く力を育む主体的な学びの確立	27
2 道徳性を高める実践的人間教育の推進	32
3 生きる力の基本となる健康・体力づくりの推進	36
4 社会的・職業的に自立し地域で活躍する人材の育成	40
5 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成	44
II ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり	
～元気プロジェクト	47
1 人間形成の場としての活力ある学校づくり	48
2 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上	52
3 いじめ防止対策の推進	56
4 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実	59
5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	61
6 読書県「ちば」の推進	65
7 フェアプレーの精神を育て、楽しさや感動を分かち合うスポーツの推進	68
8 ちば文化の継承と新たな創造	71
9 安全・安心な学びの場づくりの推進	73
III 教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる	
～チームスピリットプロジェクト	77
1 親の学びと家庭教育への支援	78
2 つながりや支え合いによる地域コミュニティの形成と生涯学習社会の実現	81
3 学びのセーフティネットの構築	86
第4章 計画の推進に当たって	91
第1節 県民一体となって取り組む体制づくり	92
第2節 計画の進行管理	93

第 1 章

計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

資源に乏しい我が国にとって、人材こそが最大の資源であり、財産である、との先達の教えにもう一度立ち返りながら、千葉県、更には日本の将来の発展を担う「人づくり」すなわち教育をこれまで以上に推し進めていくことが必要です。

本県では、平成22年3月に「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(以下「第1期計画」という。)を策定し、本県教育の10年後の姿を展望し、それを実現するための目標と施策の方向性及び平成26年度までの5年間に実施する重点的・計画的な取組を示し、推進してきました。

しかしながら現在においても、学力向上、道德教育の充実、いじめの防止、教員の資質の向上や幼児教育・家庭教育など、引き続き重点的に取り組んでいかなければならない多くの課題があります。また、社会的に自立する力の育成、グローバル化に対応した資質の育成や地域コミュニティとの協働など、社会状況の変化に対応した課題にも取り組んでいくことが必要です。

そこで、第1期計画の後継計画として、第1期計画で示した目指す姿の実現に向けて、これからの5年間で取り組む施策を示した第2期の千葉県教育振興基本計画を策定することとしました。

本県は、首都に隣接しながら、三方を海で囲まれ、温暖な気候、豊かな自然に恵まれ、多様な産業や優れた多くの人材が集積し、郷土としての魅力にあふれています。また、平成32年(2020年)には東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定し、海と空の玄関を有する本県にとって、子どもたちの目を世界に開く絶好の機会にも恵まれています。

こうした本県のポテンシャル(潜在能力)を最大限に活用し、様々な課題に挑んでいく大人たちの姿を子どもたちに示しながら、学校はもとより全ての県民一体となって教育に取り組み、光り輝く「教育立県ちば」の実現を目指します。

第2節 計画の性格

この計画は、第1期計画で示された、「10年後の千葉県教育の目指す姿」を実現していくための後継計画であり、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

さらに、県政運営の基本的な方向を総合的、体系的にまとめた県政全般に関する最上位の計画である「新 輝け！ちば元気プラン」（以下「総合計画」という。）の下での教育に係る個別計画としての性格も有しています。

なお、計画の策定に当たっては、第1期計画と同様に学校教育、社会教育、スポーツのほか、文化振興、更には福祉や環境なども視野に入れ、記載することとしました。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

第4節 策定のプロセス

この計画は、平成22年3月に10年後の姿を展望して策定した第1期計画を基盤とし、平成26年5月に設置した「光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の意見等を踏まえるとともに、教育関係者、関係団体からの意見聴取、パブリックコメントなど、多くの県民の声を反映しながら策定しました。

また、策定に当たっては、平成25年6月に決定された国の教育振興基本計画（第2期計画）の施策の方向性や内容との整合について吟味しました。

なお、有識者会議の設置に先立ち、平成25年度には「光り輝く『教育立県ちば』を推進する懇話会」を設け、学力向上、いじめ防止対策、道徳教育、教員の資質、幼児・家庭教育について、有識者会議に向けて論点整理を行いました。

第 2 章

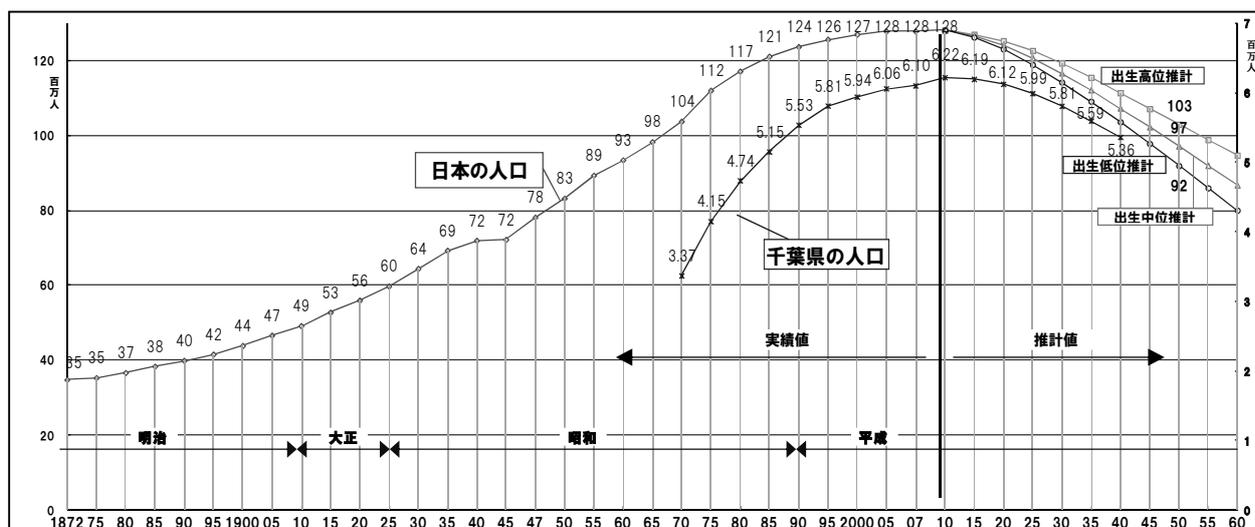
千葉県教育のめざす姿

第1節 千葉県教育をめぐる現状

1 人口減少・少子高齢化

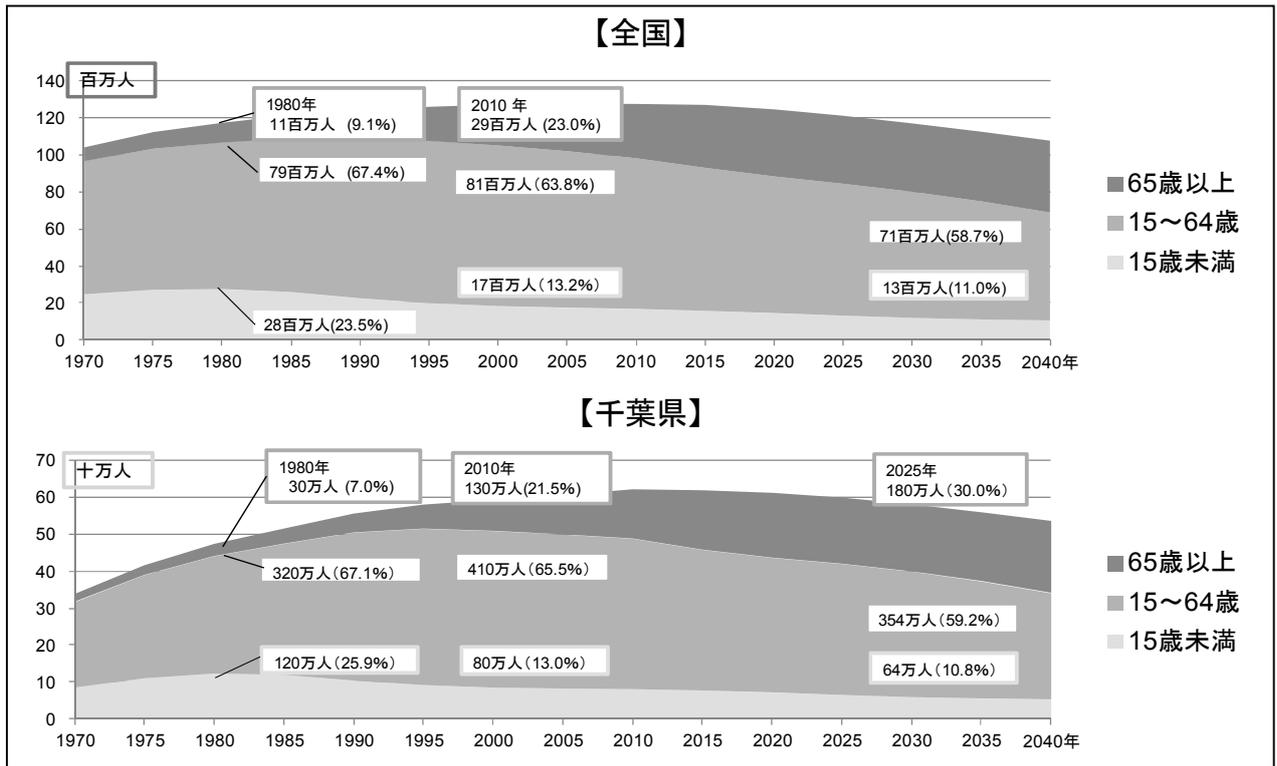
- 国立社会保障・人口問題研究所が行った推計によれば、本県の人口は平成22年の621万6千人を境に、減少傾向に入り、平成32年には612万人、平成37年には598万7千人になると予想されています。
- 本県の高齢者人口の割合（65歳以上の人口の割合）は、平成22年の21.5%から平成32年には28.7%へと急速に高まっていくことが予想されます。反面、本県の生産年齢人口の割合（15歳以上64歳以下の人口割合）は、平成22年の65.4%から平成32年には59.6%、平成37年には59.1%へと減少することが予想されます。
- 少子化や核家族化の進行により、かつては大家族の中で親から子へ、子から孫へと世代を超えて、自然に受け継がれてきた生命の大切さや生命を育むことの喜び、家庭の果たす役割や意義などを伝えていくことが困難になっています。また、中・高校生や若者の身近に、小さい子どもが少なく、乳幼児と触れ合う機会が減少しています。

日本と千葉県の人口 [推移]



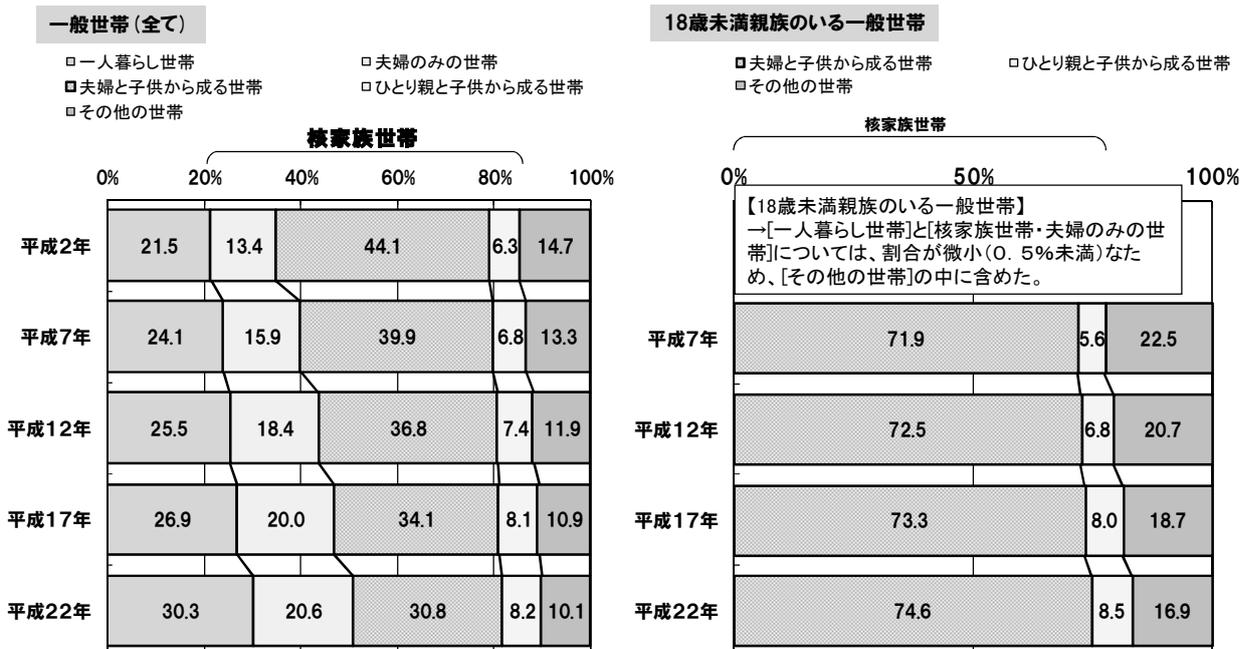
出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2012年版）」

日本と千葉県の人口 [推移]



出典：総務省 政府統計の総合窓口「都道府県、年齢（3区分）別人口」
 国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢（5歳）階級別の推計結果」

千葉県の一般世帯の家族類型 [推移]

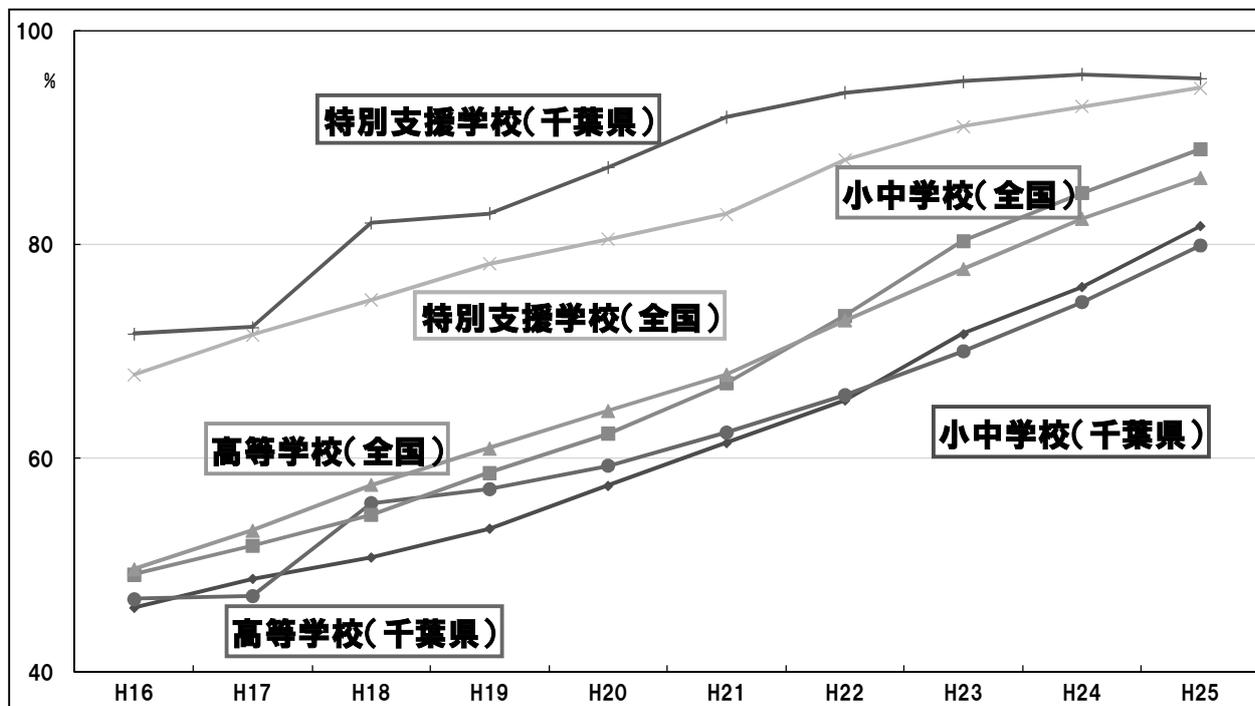


出典：総務省統計局「国勢調査」

2 安全・安心の構築

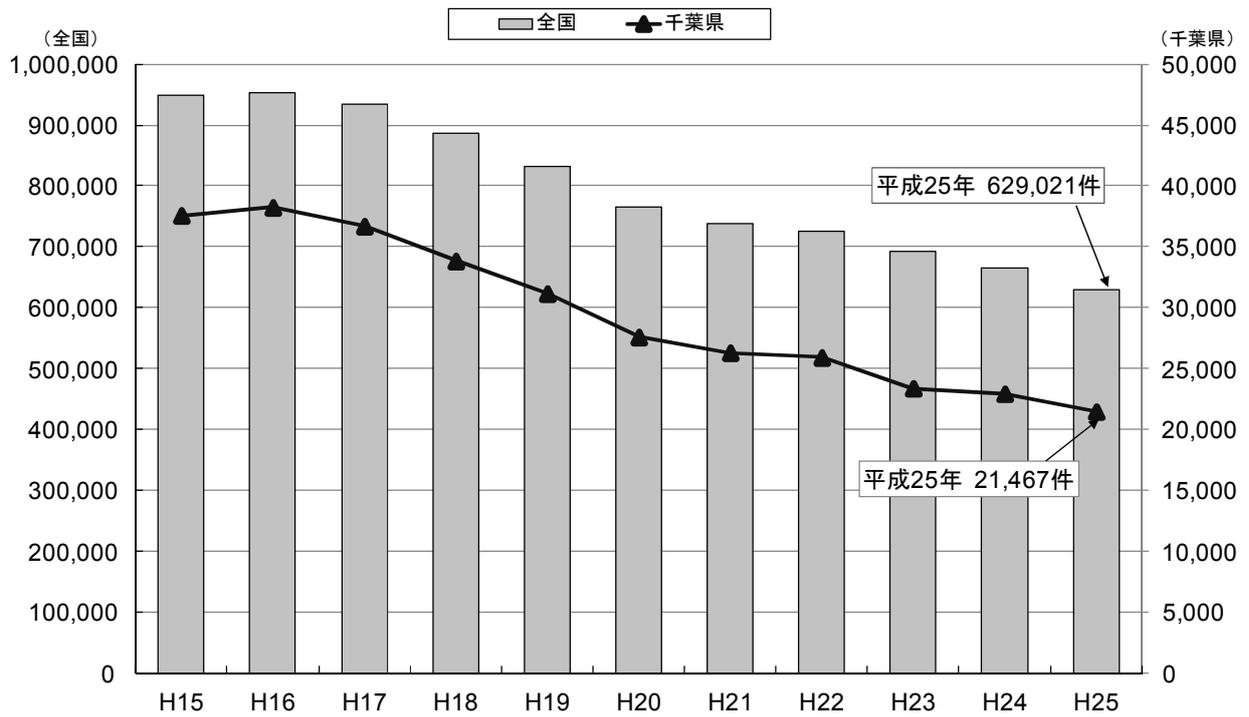
- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、観測史上最大の地震であり、未曾有の被害をもたらしました。
- 東日本大震災のような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、減災の視点に立ち、災害に強い社会資本の整備や耐震化などを進め、災害時の被害を最小化することが必要です。
- 東日本大震災を教訓として、自助・共助・公助という考えの下、県や市町村の行政のほか、企業・県民・地域など各主体が一体となって、県内全域の防災力を向上することが必要です。
- 一方で、平成 26 年 4 月 1 日現在の県内公立小中学校施設の耐震化率は 87.8%で、全国平均と比べると 4.7 ポイント下回り、全国 36 位と低い状況にあります。
- 緊急事態や大規模災害の発生に対応するため、国や市町村だけでなく、警察・病院など関係機関との連携を強化するとともに、子どもたちや教職員の危機管理能力の向上を図り、迅速かつ適切に対応できる危機管理体制を構築しておく必要があります。
- また、子どもたちが元気で不安なく学んでいくことができる安全・安心の確立された千葉県づくりが必要です。このためには、防犯、交通安全、金銭や食に係る消費者の安全・安心といった観点からの取組が必要です。

学校施設の耐震化 [推移]



出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」

交通事故発生件数 [推移]

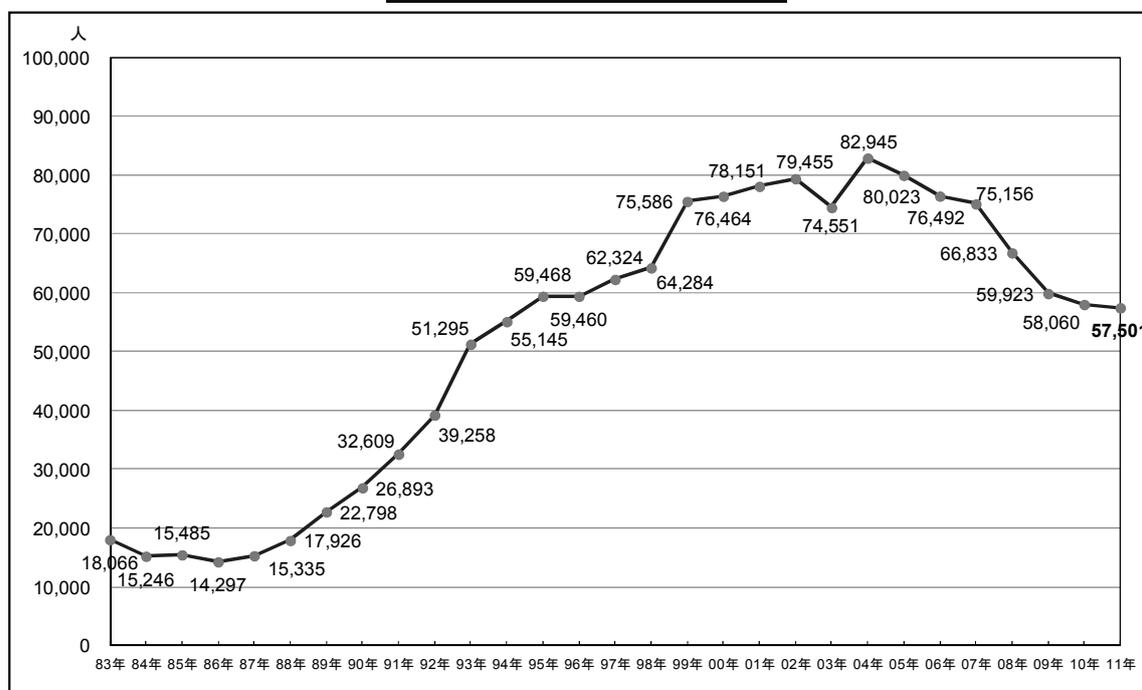


出典：警察庁「交通事故の発生状況について」
千葉県警察本部「交通白書 平成 25 年」

3 社会のグローバル化

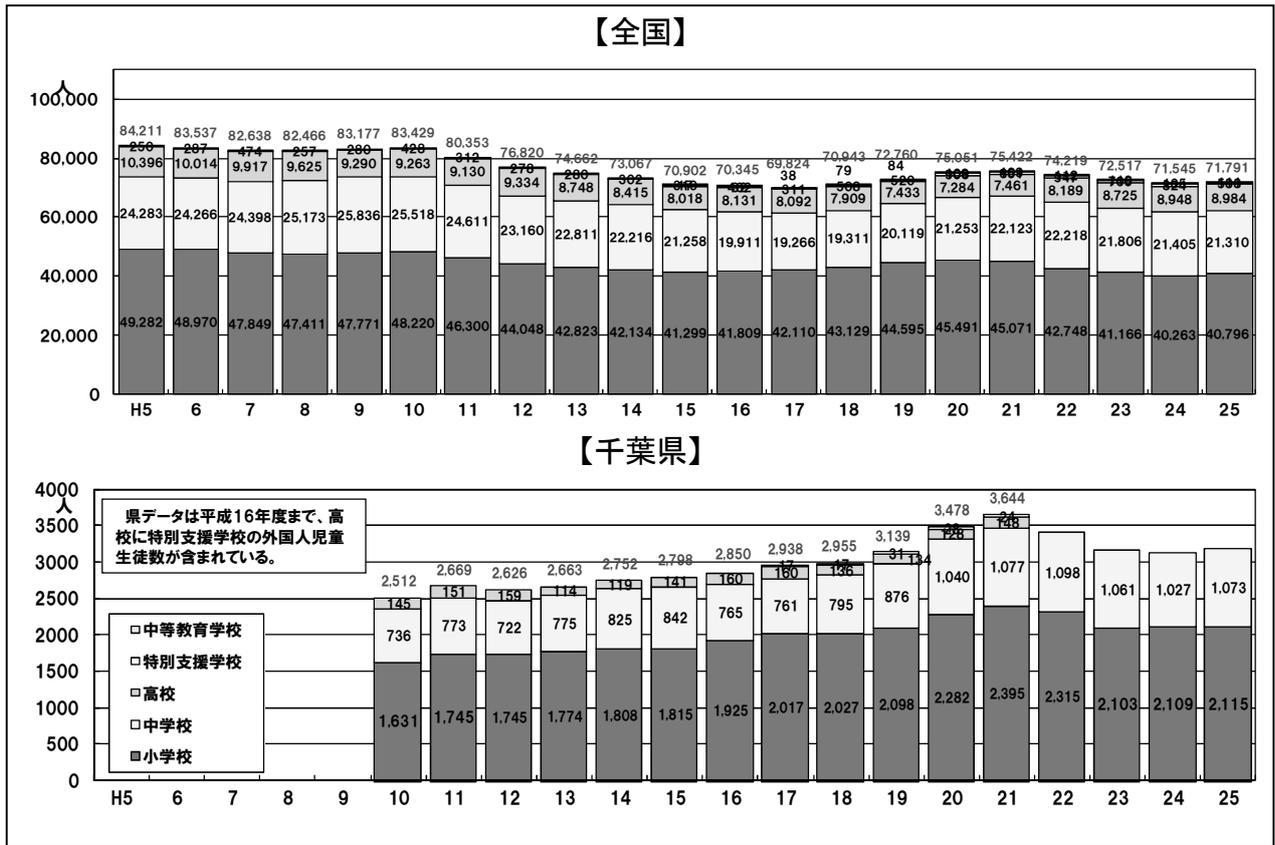
- 我が国の経済は、グローバル化の進展による世界規模での競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。
- 新興国の急速な経済発展などにより様々な産業分野が激しい価格競争にさらされる中、本県の企業は中小企業も含め、その強みや独自性が何かを改めて問い直し、国際的な競争力を維持・充実させていかなければなりません。
- 本県に住む外国人数は、平成25年末現在で約10万6千人であり、平成元年と比べると3.8倍となっています。
- 国境を越えた人の移動が活発化する中で、経営・研究・技術分野における高度な技術・知識を有する人材の獲得競争が世界的規模で激化しており、外国人労働者の受入れが進んでいます。さらに、少子高齢化の進展により、「ものづくり」や看護・介護などにおける労働者不足が生じており、高齢者や女性の社会進出と併せて、単純労働に携わる外国人労働者の受入れも増えてきています。
- 加えて、意欲と能力ある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一步を踏み出す気運を醸成することが求められます。

日本人の海外留学状況



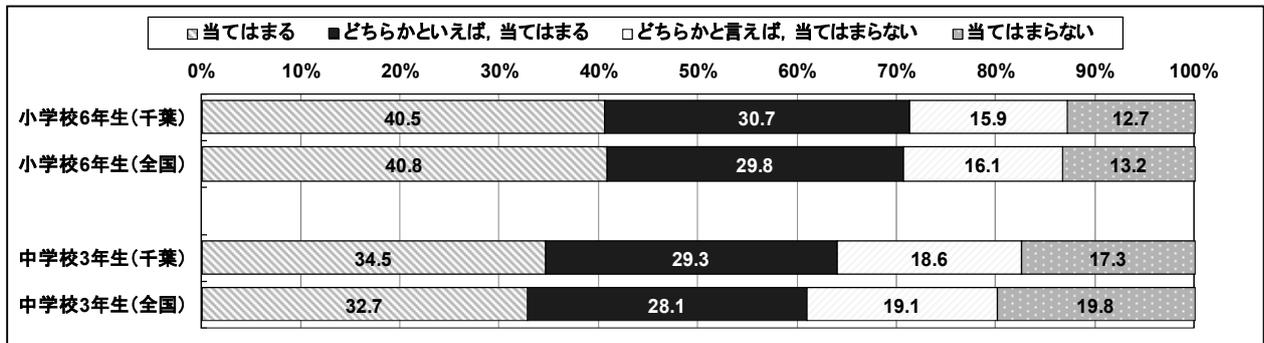
出典：OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部
平成26年3月 文部科学省集計

公立小・中学校に就学する外国人児童生徒 [推移]

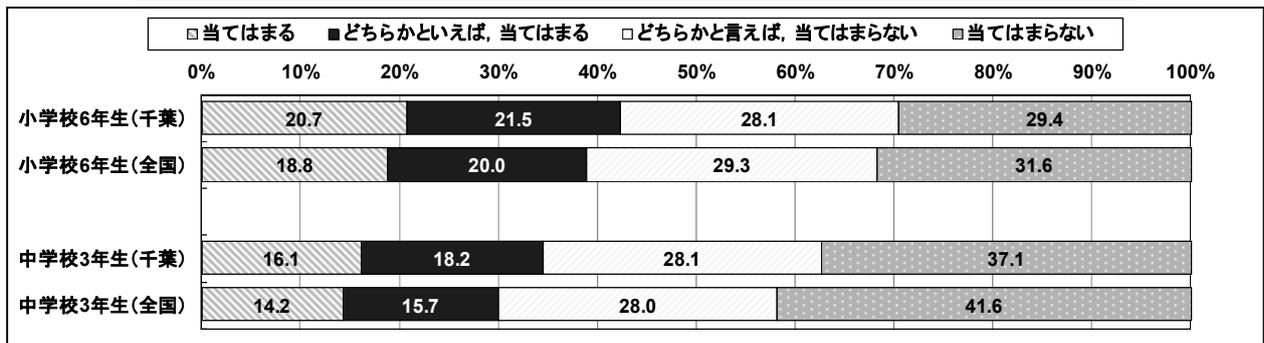


出典：文部科学省「学校基本調査」

外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思っていますか



将来、外国へ留学したり、国際的な仕事に就いたりしてみたいと思っていますか

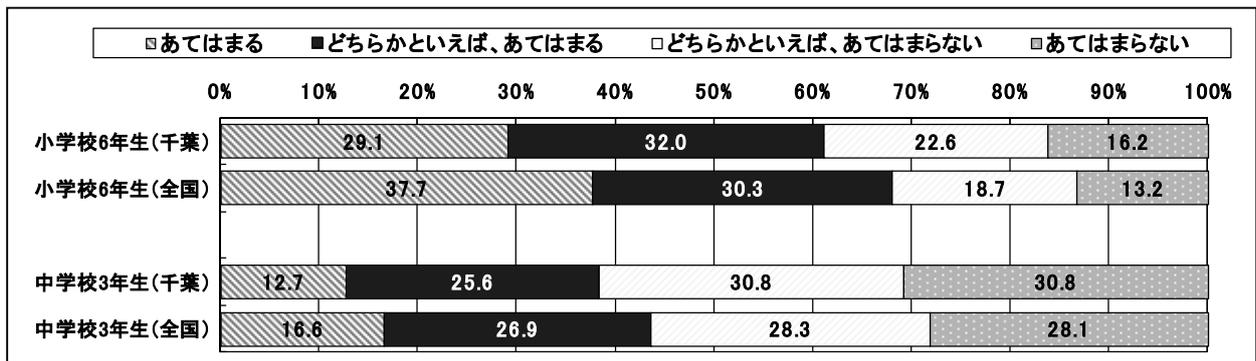


出典：文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」
(平成26年度の調査では、同様の質問事項なし)

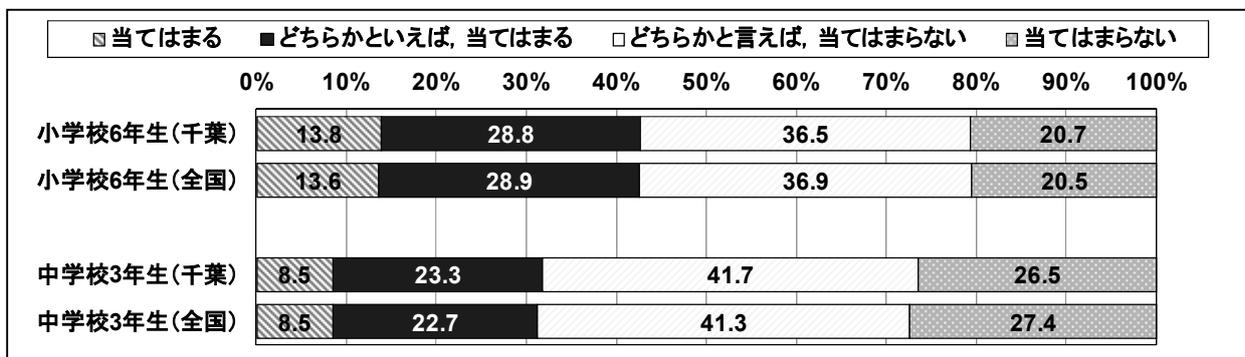
4 地域コミュニティの形成

- 東日本大震災を教訓に、地域コミュニティの再生や地域における新たな支え合いの確立などにより、安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。
- 人口減少及び少子高齢化の進展は、自治体の行政基盤の弱体化や人々のライフスタイルの変化などを引き起こしています。
- 東京に近い県内の都市部には、東京都をはじめ県外に通勤・通学している人が多く、千葉県民としての意識が希薄な人が多いと言われています。こうしたことから、県全体として県民意識の醸成を図るため、県民の県内交流を促進し、千葉県の魅力を再発見し、県内に定着してもらうことも必要です。
- 少子化や核家族化といった子どもを取り巻く環境が変化してきたことに伴い、地域における子ども同士、子どもと地域住民との交流の場が少なくなっており、子どもたちが様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会も少なくなっています。

今住んでいる地域の行事に参加していますか

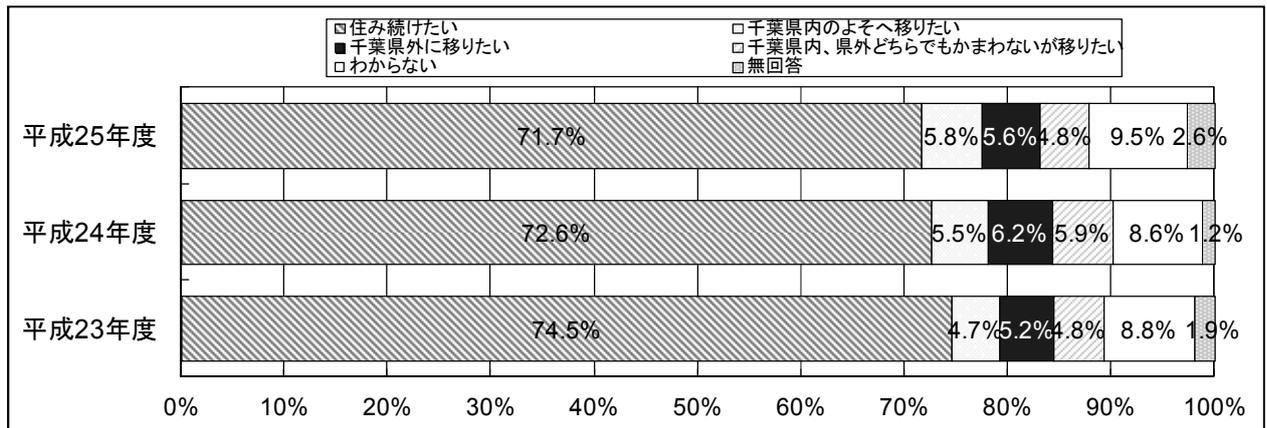


地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか



出典：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」

あなたは、現在お住まいの地域に、ずっと住みたいと思いますか



出典：千葉県報道広報課「県政に関する世論調査」

5 情報化（デジタル化）の進展

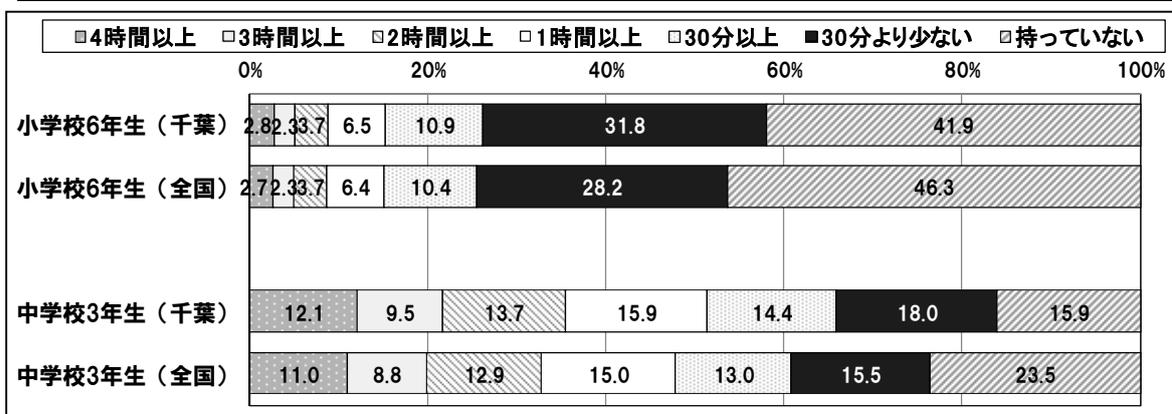
○現在は、ワイヤレス・ブロードバンドやクラウドの普及、ソーシャルネットワーク利用拡大など、ネットワーク・サービス環境の進化に加え、スマートフォンの急速な普及により、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、インターネット上に展開する様々なサービスの利用が可能となっています。

○諸外国と比べ、「電子商取引」、「交通・物流」の分野で日本のICTの利活用は比較的進んでいますが、「安全・安心」、「医療・福祉」などとともに、「教育・人材」の分野における利活用は遅れています。

○ICTの利活用推進においては、スマートフォン等を狙ったマルウェアの増加など、新たなリスクも生じており、コンピューターウィルスの感染や個人情報の流出などに対して、情報セキュリティ対策の充実を図るとともに、子どもたちに対しては、情報モラル教育を促進させていく必要があります。

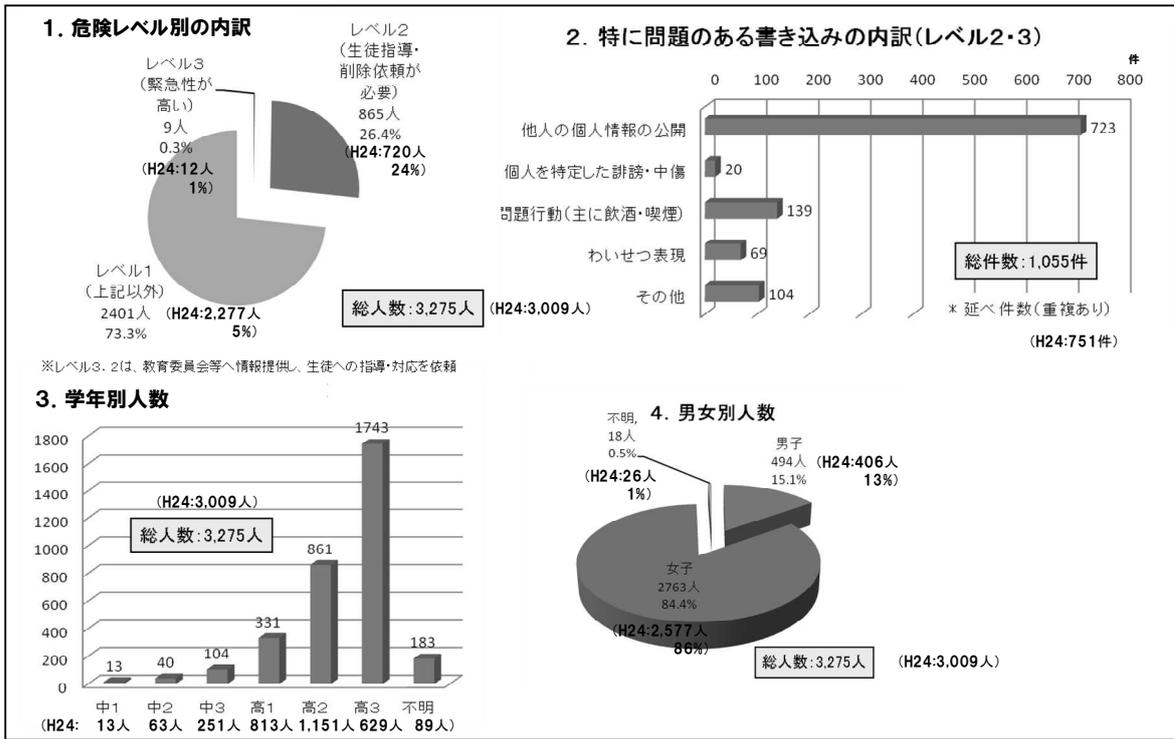
※マルウェアとは、コンピューターウィルス、ワーム、スパイウェアなどの「悪意のこもった」ソフトウェアの総称である。

普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか（携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く）



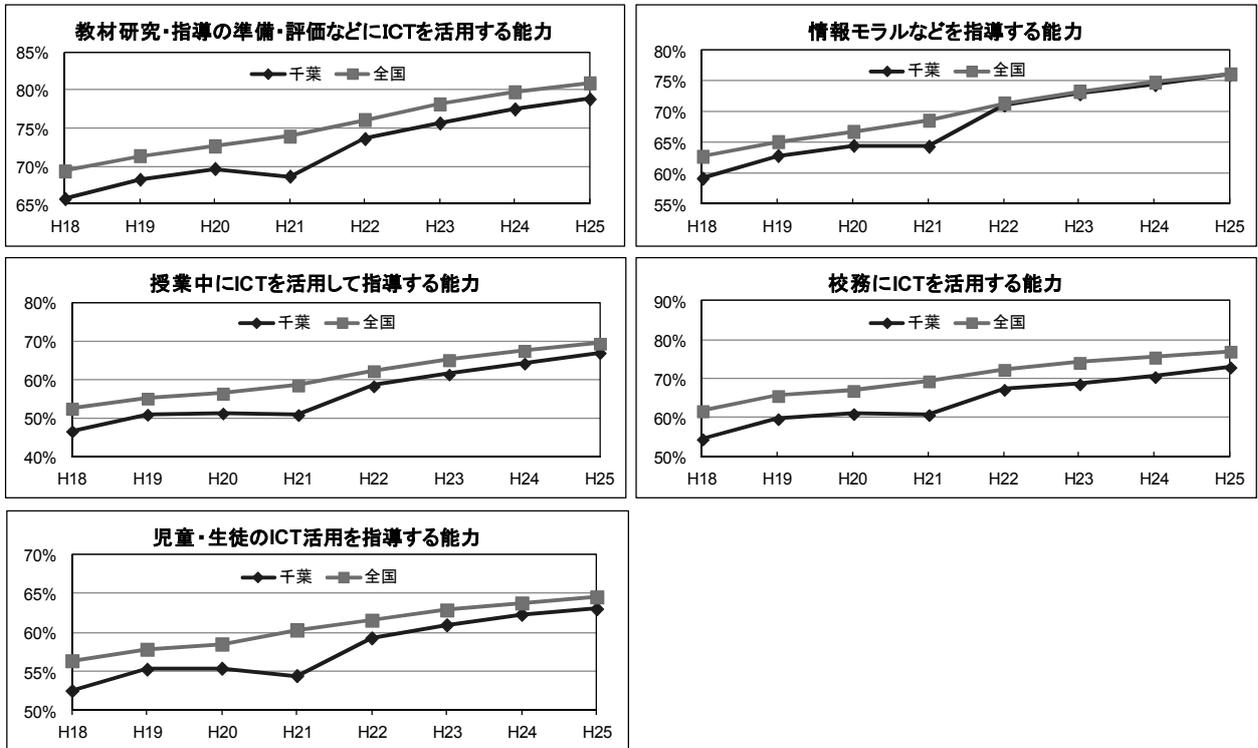
出典：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」

ネットパトロールの実施状況



出典：千葉県環境生活部県民生活文化課「平成25年度青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）の実施結果について」

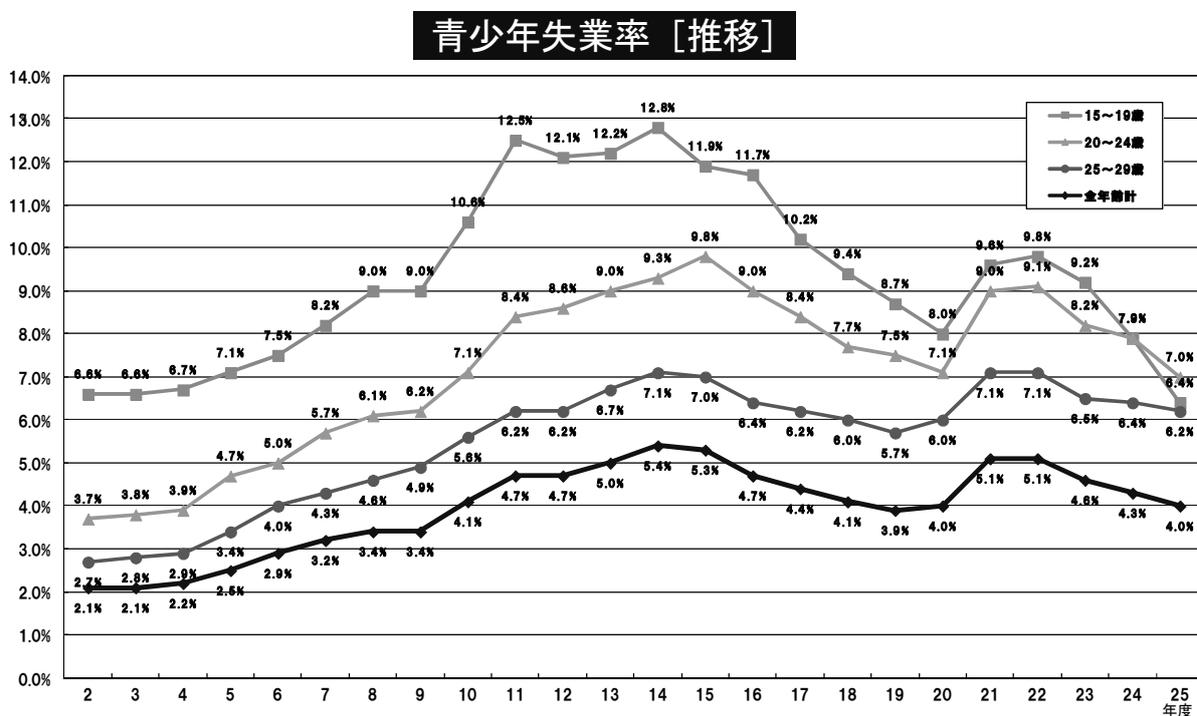
ICTを活用して指導できる教員の割合



出典：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

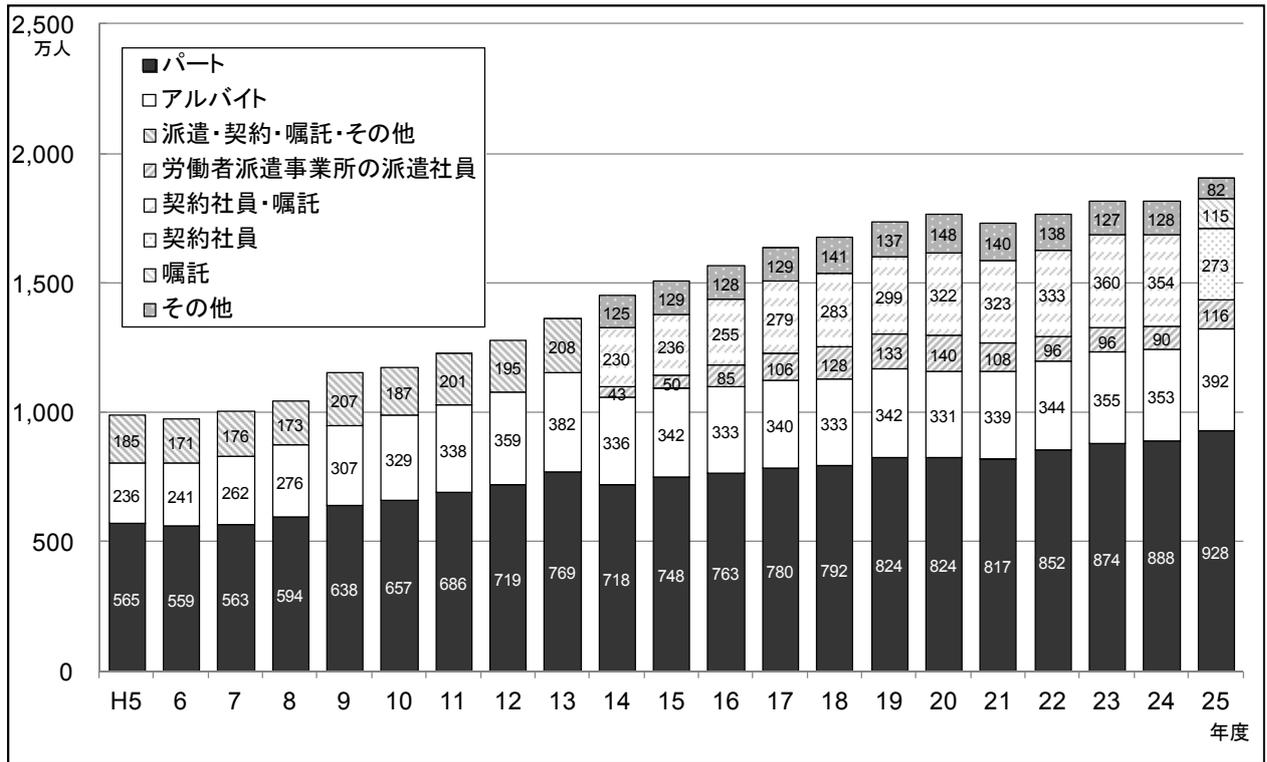
6 雇用環境の変容と社会的・経済的格差の進行

- サービス産業の拡大、国籍を問わない人材採用、成果・能力重視の賃金制度の導入など、終身雇用・年功序列といったかつての雇用慣行が変容しつつあり、従来の企業内教育による人材育成機能の低下が懸念されています。また、就職ミスマッチなどの問題を背景として、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど、若者を取り巻く雇用環境は、依然として厳しい状況にあります。
- 地域間格差、世代間・世代内の社会的・経済的格差などの一層の進行が指摘されており、教育やその後の就業の状況などとあいまって、格差の再生産・固定化が進行し、それが社会の活力低下や不安定化につながることを懸念されています。



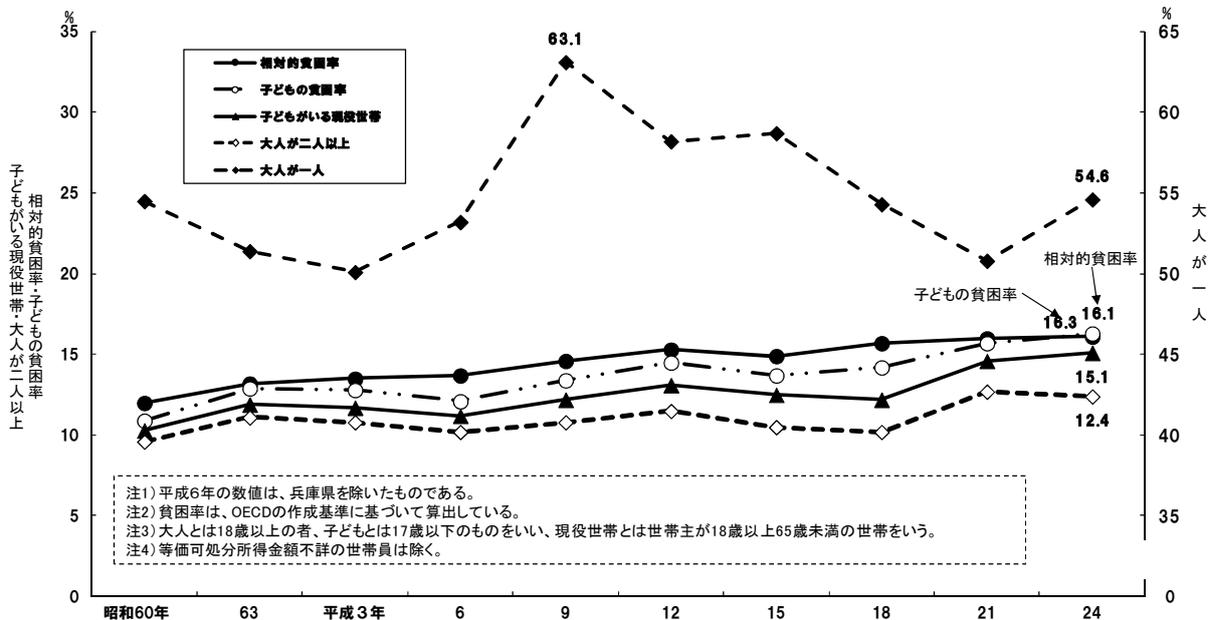
出典：総務省統計局「労働力調査」

パート、派遣、契約社員等 [推移]



出典：総務省統計局「労働力調査特別調査」(~H13)、「労働力調査」(H14~)

貧困率の年次推移



出典：厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」

第2節 第1期計画の検証と今後の重要課題

1 第1期計画の検証

第1期計画については、年度ごとに点検・評価を行い、その成果と課題を分析し、改善を図りながら推進してきました。

3つのプロジェクトについては、それぞれ最終成果指標等に基づいて、以下のように評価しています。

【プロジェクトⅠ】過去と未来をつなぎ世界にはばたく人材を育てる

～夢・チャレンジプロジェクト～

最終指標^{※1}が80.9%となり、平成20年度比1.9ポイントの増となっていますが、最終指標の目標値85.0%と比べ、やや隔たりがあります。

また、各施策の指標については8指標中7指標で策定当初からの上昇が見られますが、すでに目標を達成したものは2指標にとどまっています。

なお、参考指標として掲げた「学習指導」に関する項目については、「満足」「おおむね満足」と回答した生徒の割合（高等学校）が上昇しています。

今後は、基礎学力の底上げや学習意欲の向上を図るなど、児童生徒の学力向上施策の更なる充実に努める必要があります。

※1 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学習指導」に関する項目について「満足」「おおむね満足」と回答をした保護者の割合

〈具体的成果〉

- 「ちばのやる気」学習ガイドや「学びの突破口ガイド」等の作成、活用や学習サポーターの派遣など確かな学力向上に向けた取組の推進
- スーパーサイエンスハイスクールなど理数教育の充実
- 「夢チャレンジ体験スクール」などによる夢を育む教育の充実
- ちーばくん・ふるさと・ことばかるたの作成や活用など郷土について学ぶ教育の充実

【プロジェクトⅡ】ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり

～元気プロジェクト～

最終指標^{※2}が平成20年度の84.1%から87.2%となり、平成22年度から4年連続で目標である85.0%を超えています。各施策の指標では、計画当初と比較すると、23指標中19指標において上昇しており、事業も円滑に進捗していることから、「おおむね順調にすすんでいる」と評価しています。

※2 学校評価における保護者アンケートにおいて、「子どもの様子（規範意識や協調性）」に関する項目について「満足」「おおむね満足」と回答をした保護者の割合

〈具体的成果〉

- ブックスタート事業実施市町村の増加、確かな学びの早道「読書」事業など、読書活動の推進

- 高校での「道徳を学ぶ時間」の導入、DVD等千葉県独自の道徳教材の作成
- 私学助成の拡充
- ゆめ半島千葉国体、ちばアクアラインマラソンの開催

【プロジェクトⅢ】教育の原点としての家庭の教育力を高め、人づくりのために力をつなげる ～チームスピリットプロジェクト～

最終指標^{※3}が平成20年度の82.0%から85.4%となり、目標値の85.0%を超えています。加えて、参考指標として掲げた学校評価における保護者等に対するアンケートにおいて、「学校運営」に関する項目に対して肯定的な回答をした保護者の割合は平成20年度の83.4%から87.7%に上昇しています。

また、各施策の指標では、6指標全てにおいて上昇しており、うち5指標については目標を達成しています。事業も円滑に進捗していることから、「順調にすすんでいる」と評価しています。

※3 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合

〈具体的成果〉

- 親力アップいきいき子育て広場の内容充実など家庭教育・親の学びの支援
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備
- 学校運営（授業）への民間人・地域人材の活用

2 今後の重要課題

第1期計画では、『ふれる』、『かかわる』、そして『つながる』という基本的な取組方針のもと、地域そのものを「大家族」として捉える発想に立って、取組を進めたことにより、一定の成果を上げることができました。

しかしながら、第1期計画に掲げた「10年後の子どもたち、家庭、学校、地域の姿」の達成に向けては、いまだ途上にあると言わざるを得ません。

特に、社会を生き抜く「生きる力」の確実な育成、社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成、社会のグローバル化に対応した教育の展開は、社会の急激な変化に伴い、これまで以上の取組が求められます。

また、この間に行われた様々な教育改革の動き、地方創生や教育格差への対応など、新たな課題も浮かび上がってきています。

(1) 確かな学力の育成

今後も続く、変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得が必要です。また、学んだ知識や技能を様々な領域で活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、さらに、主体的に学習に取り組む態度を含めた学力が求められます。

(2) 豊かな心の育成

これからの社会では、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが、一層重要な課題になります。これまでの実績を踏まえつつ、道德教育の更なる充実を図り、全ての子どもたちに、人生をより良く生きるための基盤となる意識や態度を育てる必要があります。

(3) 健やかな体の育成

運動する子としない子の二極化を防止し、生涯にわたって、たくましく生きるための健康・体力づくりにより、一層取り組むことが必要です。

(4) キャリア教育の充実

変化の激しい時代の中で、子どもの社会的・職業的自立に向けた能力を育み、地域社会を支える人材の育成を図ることが必要です。

(5) グローバル化に対応する能力の育成

社会や経済のグローバル化に対応し、日本人としてのアイデンティティと異文化理解の精神を培い、チャレンジ精神や英語等の語学力、コミュニケーション能力を育成し、様々な分野で活躍できる人材の育成が重要です。

(6) いじめ防止対策の推進

いじめ防止対策推進法や千葉県いじめ防止対策推進条例の制定などを踏まえ、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることが求められています。

(7) 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、小学校教育への円滑な移行に向けた取組が必要です。

(8) 地域コミュニティの形成

学校・家庭・地域が連携して一体となった教育を推進していくことにより、家庭教育力や地域教育力の向上を図っていく必要があります。また、学校や社会教育施設を核として、県民が学び合い、支え合う地域コミュニティを形成し、生涯学習社会の実現を目指す必要があります。

(9) 学びのセーフティネットの構築

様々な困難を抱えている子どもや若者に対して、学び直しの機会を提供したり、就学を支援したりすることにより、教育格差の固定化解消に向けた取組が必要です。

(10) 特別支援教育の推進

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるようにするとともに、共生社会を形成する基礎となる特別支援教育の一層の推進が求められています。

第3節 千葉県教育のめざす姿

1 10年後の子どもたち、家庭、学校、地域の姿

第1期計画においては、県民の教育への思いを基に、千葉県の子どもたちや家庭、学校、地域の10年後の姿を次のように描きました。

【元気な子どもたちの姿】

- 学校や地域における様々な体験を通じて、子どもたちが道徳性や豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。
- 身近な地域の歴史や伝統文化に親しみ、郷土に誇りと愛着を持った子どもが育っている。
- 全ての子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、自ら考え、表現し、問題を解決する力を伸ばしている。
- 子どもたちが早寝早起き、食事、運動などバランスのとれた生活習慣を身に付け、健やかな体が育まれている。
- 子どもや若者が生まれてきてよかったと思える自己肯定感にあふれている。

【元気な家庭・学校・地域の姿】

- 子育てや家庭教育に悩んでいる保護者が気軽に相談できる環境が整い、家庭の教育力が高まっている。
- 子どもや若者が健やかに育つための地域コミュニティが形成され、地域には元気で明るいあいさつの声が響き、家庭・学校・地域が一体となって、子どもや若者の成長を支えている。
- 子ども一人一人の個性が輝き、希望や能力を引き出すことができる学習環境が整っている。
- 子どもたちがいじめや暴力などに悩むことなく学校に楽しく通い、子どもや保護者などからの学校への信頼が高まっている。
- 障害のある子どもたちへの理解や支援が広がり、障害のある子どもたちと、障害のない子どもたちとが、地域で共に学び、子どもたちの笑顔があふれている。
- ニートや引きこもり、不登校だった子どもや若者たちが、周りの温かい支援によって、生き生きと勉強や仕事に取り組んでいる。
- 子どもや若者を取り巻く有害な環境をなくすための取組が、地域全体で進められている。

【元気な県民の姿】

- 多くの県民が日常生活の一部として運動に親しみ、体力の向上が図られており、また、文化活動を通じ、心豊かに暮らす人が増えている。地域には活気があふれ、「元気な千葉

県」として知られている。

- 高い目標を持ってスポーツや文化・芸術活動に取り組み、全国的に活躍している人が増えている。
- 地域の人たちによって埋もれていた伝統文化が復活し、その文化が多くの人たちとの交流を生み、更に新しい現代的な要素が取り入れられるなど、ちば文化の魅力が増している。
- 県民の県内交流が積極的に行われ、県民一人一人が、様々な千葉県の魅力を再発見することにより、千葉県に愛着や誇りを感じられるようになっている。

本計画においても、第1期計画を継承し、引き続き、こうした姿の実現を目指し、県民の力を結集して取り組みます。

2 基本目標

こうした目指す姿の実現に向け、この計画の基本目標を以下の3点として、第1期計画同様、それぞれプロジェクトとして掲げました。

プロジェクトⅠ 志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる

～夢・チャレンジプロジェクト

子どもたちが、変化の激しい社会を生き抜く基盤として、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスがとれた「生きる力」を身に付けることが重要です。また、今後、子どもたちに求められる資質として、社会的・職業的自立に向けて必要となる勤労観・職業観の育成や、社会のグローバル化に対応し、郷土や国を愛し、世界に通じる人材の育成が求められます。これらを身に付けるための学びを通して、自らの生き方を考え、志を持ち、失敗を恐れずにチャレンジする精神に溢れた人材の育成に取り組みます。

プロジェクトⅡ ちばのポテンシャル(潜在能力)を生かした教育立県の土台づくり

～元気プロジェクト

千葉県の子どもたちは、読書活動や体力・運動能力、音楽などの面で、全国的に優れた実績を有しています。また、千葉県は、首都圏に位置し、豊かな自然やバランスの取れた産業、技術や人材の集積、野球やサッカー、陸上競技など一流アスリートと触れ合う機会、など、人づくりの環境に恵まれています。こうした千葉県のポテンシャル(潜在能力)を最大限に活用し、子どもたちが自然や人に触れ、社会に参加する活動を推進し、知・徳・体のバランスの取れた元気な人材を育てる教育環境、すなわち「教育立県ちば」の土台をつくります。

プロジェクトⅢ 教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる

～チームスピリットプロジェクト

家庭教育は、全ての教育の出発点といえるものであり、子どもが基本的な生活習慣などを身に付ける上で重要な役割を担うものです。その一方で、核家族化や都市化の影響などにより、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、子育て中の親が孤立しがちな傾向にあります。こうした中、全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

また、地域住民の絆^{きずな}を深め、つながり支え合う地域コミュニティの形成や、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関、千葉県教育を担うパートナーである公立学校と私立学校などの力強い連携により、人づくりの力を結集して教育立県「ちば」を実現します。

第4節 基本的な取組方針

子どもたちが、社会を生き抜く力を身に付け、地域社会の担い手として、また、世界を舞台に活躍する人材として成長していくためには、豊かな自然や多くの人々、様々な知識や技能に触れ、関わり、つながり合っていくことが必要です。

また、子どもたちの教育に直接携わる学校や家庭はもとより、地域の住民や企業なども「全ての大人が子どもの育成に関わる」という自覚を持ち、つながることによって、互いに支え合うコミュニティを形成することが、地域全体の教育力の向上につながります。

そこで、この計画では第1期計画の取組方針を引き継ぎ、

「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」

を基本的な取組方針とします。

第 3 章

施策の方向と5年間に実施する重点的な取組

I 志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる

夢・チャレンジプロジェクト

1 社会を生き抜く力を育む主体的な学びの確立

【現状と課題】

現代は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、知識基盤社会の時代といわれています。

こうした、今後の変化の激しい社会を生き抜くための基盤として、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育成することが求められています。

このうち、「確かな学力」を育成するためには、繰り返しや習慣化を重視して基礎的・基本的な知識・技能を習得させることが必要です。

さらに、五感を使った体験活動を通して、思考力・判断力・表現力等を育成していくことも重要です。

子どもたちが驚きや疑問、感動に出会い、問題意識が子ども自身に生まれてくるような課題解決型の授業を展開することなどにより、子どもたちが主体的に学びたい、意欲的に取り組みたいという状況をつくり出すことができれば、学びは飛躍的に進みます。

千葉県では、「ちばっ子『学力向上』総合プラン（ファイブアクション）」を策定し、授業力向上、子どもたちの学びの支援などの視点から重点的に取り組んできました。

これらの取組を適切に評価し、不断の見直しを行いながら、子どもたちの学力向上を図っていくことが求められます。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
全国学力・学習状況調査において「勉強が好き」と答えた児童生徒の割合	(H26年度) (小学6年生) 国語 64.2%算数 63.0% (中学3年生) 国語 59.0%数学 58.1%	

【重点的な取組の方向性】

(1) 読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上

各教科等における学校図書館の活用や、学校・家庭・地域が連携した子どもの読書活動を行うことで、子どもの主体的、意欲的な学習活動の推進を図ります。

また、千葉県の多様な自然、産業、人材などを生かした実験実習やフィールドワークなどの体験的な学習を行うことで、子どもたちが試行錯誤しながら自ら学ぶ取組を推進することにより、学びに対する興味や関心を高め、学習意欲の向上を図ります。

【実施する主な取組】

○朝読書や音読、読書活動発表会、NIE、調べ学習等の推進

児童生徒の読書活動推進及び思考力・表現力向上を図るため、千葉県の私立学校*が日本で初めて実施し、既に多くの学校で実践されている「朝の読書」や、「読み聞かせ」、「読書週間・月間の設定」などの取組を推進するとともに、教員をはじめとするサポート機能の強化、新聞の教材として活用、学校図書館を活用した調べ学習などの教育活動の充実に取り組みます。

○子どもの読書活動推進センターの設置及び市町村立図書館の支援強化(関連項目あり)

千葉県の子どもの読書活動推進のため、県立図書館において、子ども用資料の充実及び子どもの本や読書に関する調査研究用資料の収集、情報の周知・共有に努めます。また、県立学校

や市町村立図書館等への資料貸出をさらに充実させるとともに、協力レファレンスや運営相談、職員研修、関係機関・団体との連携促進などの運営支援を強化し、「子どもの読書活動推進センター」としての機能を充実させます。

○校種を超えた授業の実施(関連項目あり)

県立高等学校の教員が近隣の小・中学校等で、理科の実験や社会科のフィールドワークなど、専門分野の学習内容をわかりやすく指導し、体験的な活動内容の授業を実施することにより、児童生徒の探究心や好奇心を喚起し、様々な教科・科目への興味・関心の向上を図ります。

○児童生徒の体験学習等の推進(関連項目あり)

高校生が近隣小・中学校に出向き、授業支援等を行うことにより、進路意識及び学習意欲の向上を図るとともに、小・中学生が身近な高校生から支援を受けることにより、学習意欲の向上を図ります。

また、小・中学校の様々な体験学習・調べ学習等の成果や取組を収集し、コンテストを開催し、優れた取組を実践した教職員を表彰するとともに、県内に広く紹介することにより、体験学習の推進を図ります。

○千葉のフィールドミュージアム等を活用した体験活動(関連項目あり)

千葉県の地域の自然や文化そのものを博物館資料と捉え、それらを活用した体験的な活動を地域と連携して行います。

また、博物館が蓄積している資料や調査研究情報を用いた千葉県の自然に関する観察会等を実施し、自然体験活動を推進します。

さらに、県が認定する「教育の森」において児童生徒等が、自然観察や間伐等の作業を体験し、木と触れ合うことにより森林や林業に対する理解を深めます。

○県立博物館を活用した体験活動(関連項目あり)

美術館・博物館において、美術技法の実技講座をはじめ、原始古代から昭和時代までの房総の人々の暮らしや伝統的な技の体験、科学や産業技術に関する実験講座等を行います。

○環境学習の促進(関連項目あり)

主に子どもを対象とした体験型の環境講座を開催するなど、主体的な学びを推進し、子どもたちの環境を守る知識や意識を高めます。また、環境学習に関する情報の提供や、教員を対象とした指導者養成講座の開催、学校や地域の学習会、研修会等への支援などにより、広く環境教育の推進を図ります。

【重点的な取組の方向性】

(2) 子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実

学習指導と生徒指導を一体的に行い、学級集団内の学習規律や良好な人間関係などを確立するとともに、子どもたち一人一人の個性や能力に対応した丁寧な指導を行います。

また、放課後や土曜日等に行う学習活動を支援するため、保護者や退職教員、大学生など多様な地域人材との協働を進めます。

加えて、学習の量と質の両方の充実を図り、学習時間の更なる確保、自ら計画を立てて行う家庭学習の充実、振り返りや間違いからの学びなど、子どもたち自身が、自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、その達成に向けて努力するための効果的な学習方法や生活習慣を身に付ける取組を推進します。

【実施する主な取組】

○言語活動を重視した取組の推進

国語の授業において、漢字の読み書きや言葉の美しさやリズムを体感させる音読や暗唱などにより、基本的な国語の力を定着させます。

また、児童生徒の論述力など言語能力を高めるため、各教科等において、レポートの作成や論述を行う活動や、意見を述べ合って相手を説得する活動などを発達の段階に応じて行います。

あわせて、学校における言語活動を効果的に推進するため、図書資料やICTなどの学習環境を整え、計画的な利活用を進めます。

○子どもたちの学びを支える取組の推進

児童生徒が様々な場面で取り組める学習プリント等を作成し、活用を図ることで、主体的な学習に結び付く取組を推進します。

また、放課後等の補習学習の支援や授業中の学習支援等を通して、児童生徒の基礎学力の底上げや学習意欲の向上を図られるよう、退職教員や大学生など多様な地域人材を「学習サポーター」として小・中学校に派遣する取組を進めます。

○県内小・中学校に対する学習ガイドの作成・活用

小学校で学ぶ基礎・基本から応用までの内容について、「ちばっ子チャレンジ100」及び児童がつまずきやすい学習上の要点を集め、つまずき克服のための「学びの突破口ガイド」の活用を促進します。

また、中学校においては「ちばのやる気」学習ガイドと併せて、それに準拠した評価問題をWeb配信し、活用の促進を図ります。

○子どもの理科、算数・数学に関する興味・関心と知的探究心を高める取組の推進

小・中学校においては、理科教育における中核的な役割を担う教員を各地域で養成することにより、観察や実験に係る指導力向上を図ります。また、理科に対する生徒の関心・意欲を高めるために、県が作成した指導資料集を活用し、教員の指導力向上と理科の授業の更なる充実を図ります。

高等学校においては、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）など先進的な理数教育を実践することにより、将来の国際的な科学技術系人材の育成を目指します。

○良質な学習活動を支える学校・学級づくりに向けた取組の充実(関連項目あり)

教員と児童生徒との信頼関係や児童生徒同士の人間関係を円滑に構築するための基本的な考え方や具体的事例、実践するための手法などをまとめた「学級づくりガイドブック」を様々な研修の場で指導資料として活用します。

○24時間を自律的に管理する力の育成(関連項目あり)

「いきいきちばっ子生活習慣チェック表」を活用して、子どもが自らの生活習慣の課題を発見し、より良い生活習慣を身に付ける取組を推進します。

○地域と連携した土曜日等の教育活動の推進(関連項目あり)

多様な経験や技能を持つ地域の人材や企業の連携協力を得て、土曜日等に体系的、継続的なプログラムを企画・実施する市町村の取組を支援することにより、子どもたちへの土曜日等の教育活動の充実を図ります。

【重点的な取組の方向性】

(3) 授業力の向上による学びの深化

子どもたちが、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、思考力・判断力・表現力を伸ばしていくためには、教員の資質向上が欠かせません。

そこで、教員の実践的指導力を高め、効果的な学習指導を進めることができるよう、教員研修に必要となる体制やツール等の基盤整備を進め、その内容や手法を充実していくことにより、授業力の向上を図ります。

【実施する主な取組】

○子どもが自ら学び思考し表現する力を高める学習支援

小・中学生の学力に関する課題を解決し、指導方法の改善や教員の授業づくりを支援するために開発した『「思考し、表現する力」を高める実践モデルプログラム』の改善を図るとともに、プログラムの実践事例の収集と普及に取り組みます。

○ICT活用など授業革新に向けた実践研究

学習指導の効果を高め、教科の目標を達成するためのICTを活用した指導方法の在り方について、準備段階から授業中の活用方法、評価など、学習指導全般における実践研究を進めます。

また、単なる知識や技能の習得だけではなく、グローバル社会において必要とされる汎用的能力の育成を図るため、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークといった新たな授業手法を活用した指導方法についての実践研究を進めます。

○授業公開等による授業力の向上(関連項目あり)

小学校で魅力ある授業の実践をしている教員や体育で優れた指導力を有する教員を、「魅力ある授業づくりの達人」や「体育の授業マイスター」として認定し、地域の教職員の授業力向上に資する取組を進めます。

また、県内全ての公立学校で、授業公開研究を実施し、他校の実践を見る機会を設けることにより、授業力の向上を図ります。さらに、県立高等学校で特に優れた授業を実践している指導技術等をまとめた資料などをデータベース化し、ホームページから提供することなどにより、教師力・授業力の向上を図ります。

○教員相互の授業参観、授業研究の推進

教員相互の授業参観や指導技術、教材についての情報交換を行い切磋琢磨することにより、授業力の向上を図ります。

【重点的な取組の方向性】

(4) 学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進

子どもたちに求められる能力、学力向上に向けた教育施策・事業及び優れた教育実践や研究成果について、各種会議等を通じて幅広い意見を聴取したり、議論を行うとともに、子どもたちの学力分布の状況を詳細に検証・分析して、学力向上に向けた施策の立案・実施に反映させることにより、教育施策・事業の更なる改善・充実を推進します。

【実施する主な取組】

○学力向上に向けた施策の検証・改善

学力向上に関わる教育施策・事業の改善・充実に向け、幅広い意見を聴取するため、学識経験者、保護者、学校教育関係者等による施策評価を実施し、更なる改善に取り組みます。

また、全国学力・学習状況調査を活用して、学力向上に向けた取組や各学校における継続的な検証改善サイクルの確立に取り組めます。

※ 千葉県の私立学校が初めて実施し、「朝読書 10 分間運動」に日本で最初に取り組んだのは、1988 年千葉県船橋市の私立の船橋学園女子高等学校（現 船橋学園東葉高等学校）です。

2 道徳性を高める実践的人間教育の推進

【現状と課題】

家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子どもたちに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲や態度の低下といった問題を招いており、心の活力の低下が懸念されています。

こうしたことから、子どもたちに人間としての在り方を考えさせ、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性や道徳的実践力を育成することが大切です。

また、学校の教育活動全体を通じて、子どもの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、自然を大切に、環境を守ろうとする姿勢などを育てていく必要があります。

千葉県では、「道徳教育推進のための基本的な方針」及び「道徳教育の手引き」の策定、道徳教育映像教材の作成、研修機会や情報の提供、全ての県立高等学校における「道徳」を学ぶ時間の導入など、全国に先駆けて道徳教育の充実を進めてきました。

このことも踏まえ、現在、国において進められている道徳の時間の教科化に向けた検討状況を注視しつつ、学校における指導体制の充実や教員の指導力の向上、道徳教材の開発などに引き続き取り組んでいく必要があります。

また、家庭、学校、地域及び行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携協力して子どもたちの道徳性を高めるための取組を推進していく必要があります。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
全国学力・学習状況調査において、「人の気持ち分かる人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合	小学校 94.0% 中学校 95.3% (H26年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）「豊かな心」を育む千葉ならではの道徳教育の展開

子どもたちが人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性や道徳的実践力を育てる道徳教育を推進します。

このため、学校の全ての教育活動において、「道徳の時間」を要として、「道徳教育の手引き」を活用した子どもの発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、家庭や地域住民と連携した取組の充実を図ります。

また、子どもの発達の段階に応じた学びの形の変化や資料の特性を生かした指導方法、子どもに自分の考えを組み立てさせる活動を重視した豊かな学びを促す活力ある授業の展開方法など、道徳の時間の効果的な指導方法についての研究を推進します。

【実施する主な取組】

○学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

道徳の時間を要としつつ、「道徳教育の手引き」に基づき、各教科・領域との関連を図りながら、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

また、子どもたちが郷土と国を愛し、豊かでおおらかに、そして自信にあふれた頼もしい人間として成長し、社会のグローバル化に対応した人材として活躍できるよう幼児児童生徒の内面に根ざした道徳教育を充実します。

○県立高等学校における「道徳」を学ぶ時間の着実な実施

道徳教育推進教師を対象とした研修会を開催し、指導力の向上を図ります。また、各学校において、道徳教育推進教師を中心に、県が作成した教材を活用して「道徳」を学ぶ時間のより一層の充実を図ります。併せて、道徳教育推進教師の計画的な育成に努めます。

○道徳教育に関する研究の推進

国における「特別の教科 道徳」をはじめとした検討状況を踏まえつつ、保護者、教員、学識経験者等と協議しながら、道徳教育の指導方法や教材、今後の在り方等について研究していきます。また、大学等と連携して、道徳教育に取り組みます。

○大学等との連携による教員の指導力向上

大学等と連携して、研修等を展開し、教員が自らの実践を理論に基づいて振り返ったり、専門的知識や技能を刷新することなどにより教員の指導力向上を図ります。

○各学校段階に応じた道徳教材の作成

『『いのち』のつながりと輝き』を主題とし、特別支援学校を含む就学前から高等学校までの発達段階に応じた、幼児児童生徒の心に響く映像教材をはじめとした道徳教材や指導資料の充実を図り、千葉県らしい道徳教育を推進していきます。

○地域ぐるみで道徳性を高める活動の推進(関連項目あり)

保護者や地域住民への道徳の授業の公開や心の教育啓発ポスター、道徳の実践事例集の作成等を推進します。また、学校が中核となり、家庭や地域と連携した読書活動や体験活動などを推進することにより、幼児児童生徒の道徳的実践力の育成を図ります。

【重点的な取組の方向性】

(2) 社会の一員として必要な力を育む教育の推進

子どもたちが将来、社会の一員として主体的に参画していくために、社会の様々な事象に興味や関心を持ち、課題を共有し、他者と協働して解決していく態度を育てます。

また、あいさつ・礼儀作法等の基本的なマナーや、法律や通貨の仕組みなど社会のルールに関する学習活動を推進します。

さらに、環境に配慮して主体的に行動できる人材を育てる環境教育、少子高齢化社会における社会保障と財政の問題について考えさせる租税教育、時代や社会に応じた実践的な能力を身につける消費者教育等の課題解決型学習の充実を図ります。

これにより、現代的、社会的な課題を地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を養うなど、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

【実施する主な取組】

○マナーやルールを学ぶ機会の充実(関連項目あり)

各学校が中心となって、家庭・地域と連携しながら、公衆道徳・マナー・思いやりの心等についての話し合いや、ボランティア活動、体験活動、あいさつ運動等、広く地域ぐるみの取組を実施することにより、子どもたちがマナーを大切に、規範を遵守する意識や態度を養います。

また、人格形成において重要な時期となる小学校高学年の児童を中心に、スポーツなどを通して、相手・ルール・仲間を尊重することの大切さを理解させるとともに、あいさつ・礼儀作法等の基本的なマナーの習得を促進します。

○学校における情報モラル教育の推進(関連項目あり)

「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」など、児童生徒に分かりやすい資料を活用した指導の充実を図ります。

特に中学校、高等学校段階では、生徒自らが携帯電話等の正しい利用ルールを決め、使用することを促す取組などを行います。

○家庭に向けた情報モラルに関する取組の促進(関連項目あり)

警察や通信事業者等と連携して、「ケータイ・インターネット安全教室」等を開催し、児童生徒及び保護者に対しインターネットを利用する上での安全意識の啓発や規範意識の向上を図ります。

加えて、小学校低学年段階から、携帯電話等の適切な利用に関する課題や家庭でのルールづくりの必要性について保護者の理解を深める取組を促進していきます。

○社会人として必要な資質・態度を育成する教育の推進

税務署や社会保険労務士会などの関係団体の協力のもと、児童生徒が社会人として知っておくべき基礎知識を学ぶための出前授業を実施するなど、社会人として必要な資質・態度を育成します。

○環境学習の促進(関連項目あり)

主に子どもを対象とした体験型の環境講座を開催するなど、主体的な学びを推進し、子どもたちの環境を守る知識や意識を高めます。また、環境学習に関する情報の提供や、教員を対象とした指導者養成講座の開催、学校や地域の学習会、研修会等への支援などにより、広く環境教育の推進を図ります。

○消費者教育の充実

児童・生徒や保護者を対象とした出前講座の開催等を通じて、学習機会を提供していきます。

また、教職員を対象とした効果的な研修の実施と研修機会の拡大を図るほか、「学校における消費者教育推進連絡会」の開催を通して、学校等において適切な消費者教育が実施されるよう、情報共有を図り、連携を強化していきます。

【重点的な取組の方向性】

(3) 豊かな人間性を育む体験活動の推進

自然や人・社会等と直接関わり、五感を通して学ぶことができる体験活動は、子どもたちに大きな感動を与え、豊かな人間性を育みます。さらには、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーション能力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを育成します。

そこで、子どもたちが家族や周りの人たちの支えに感謝し、相手を思いやる心を持ちながら、社会の一人としての自覚を持ち、責任を果たすために必要な資質を身に付けることができる体験活動の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○青少年教育施設における体験活動の推進

青少年教育施設の豊かな自然環境を活用した宿泊を伴う自然体験や生活体験などを通して、学校では体験することのできない失敗体験や成功体験を積み重ねながら対人関係能力を育成します。

また、各施設における利用者の安全・安心を確保するとともに、立地条件や機能を生かした体験プログラムを通して、主体的に判断・行動できる実践的能力を育成します。

○通学合宿の推進

子どもたちが親元を離れ、地域の公民館や青少年教育施設等に宿泊しながら通学する通学合宿を推進し、団体生活の中で日常生活の基本を学ばせるとともに、子どもたちの社会性、自主性、協調性を育みます。

また、通学合宿の運営に、地域住民の参画を促進することにより、地域ぐるみで子どもを育てる機運の醸成と地域コミュニティの活性化を図ります。

【重点的な取組の方向性】

(4) 自他ともに尊重し命を大切にする心の教育の推進

人と人、人と社会、人と動物、自然などの豊かなふれあいを通じた学習活動の充実を図り、子どもたちの自分と自分を取り巻くものとの関わりやつながりへの理解を深め、生命や動物、自然を大切にする心や高齢者など他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心を養います。

【実施する主な取組】

○人権を尊重し、あらゆる不合理な差別を許さない教育の推進(関連項目あり)

いじめ、命の大切さ、思いやりの心、人権、規範・マナー等をテーマに公立小・中・高等学校、特別支援学校で実施している「いのちを大切にするキャンペーン」の取組を推進します。

また、人権に関する教職員研修の在り方や保護者への啓発方法等についての検討、学校人権教育指導資料の配付等を通して、人権を尊重し、不合理な差別を許さない教育を推進します。

○「豊かな人間関係づくり実践プログラム」*の更なる効果的な活用

「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係づくりに必要な基本的な力を育むため、実施している「豊かな人間関係づくり実践プログラム」について各学校の実態に応じて展開できるよう、取組を支援します。

また、各学校からの意見をもとにプログラムの改善・充実を図ります。

○犯罪被害者等の視点に立った命を大切にする心の教育の推進

社会全体で犯罪被害者等を思いやり、犯罪被害者等を支える気運を醸成するとともに、命の大切さを教育するため、犯罪被害者等による講演の開催を推進します。

○高齢者に対する思いやりの心の教育の推進

各世代が、少子高齢社会についての理解を深めることのできるよう、学校をはじめとした地域の資源などを生かし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。また、認知症を正しく理解し、高齢者を温かく見守る心を育てる取組を推進します。

*「豊かな人間関係づくり実践プログラム」：豊かな人間関係を築くため、子どもたちが、発達の段階に応じて人間関係づくりに必要な基本的な力を身に付け、まわりの立場になって考え、まわりの気持ちを察する「思いやり」をはぐくむための小・中学校9か年にわたる体系的指導プログラムです。平成18年度に千葉県教育委員会がNPO法人教育臨床研究機構に委託し、白井市教育委員会と連携して開発しました。

3 生きる力の基本となる健康・体力づくりの推進

【現状と課題】

千葉県の子どもたちは、体力、運動能力では全国では上位にありますが、運動する子としない子の二極化が進み、体育の授業以外で全く運動をしない子どもも多く存在するなど、子どもの体力は確実に低下しています。

健康や体力は「生きる力」の基本であり、子どもたちに「健やかな体」を育むことが大切です。

運動をしない子どもをゼロにするとともに、生涯を通してスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められています。

また、子どもたちに健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身につけさせるための保健教育が求められます。

さらに、生涯にわたり心も体も健康な生活を送ることができる児童生徒の育成に向け、栄養教諭を中核に学校・家庭・地域が連携し、「ちばの恵み」を取り入れた食育を推進する必要があります。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
小学校における新体力テスト（8種目80点）平均点	49.5 (H25年度)	
全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と答えた児童生徒の割合	小学6年生 88.1% 中学3年生 82.9% (H26年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）体力向上を主体的に目指す子どもの育成

学校における体育・保健体育の授業などにおいて、子どもたちが仲間と楽しく協力しながら目標に向かって運動することを通じて、体力向上を図ります。

また、技術講習や安全講習に加えて、人間的な豊かさの育成に資する講習を開催するなど、指導者の養成と資質向上を図ります。

【実施する主な取組】

○子どもたちが自ら考え、実践し、評価する、健康・体力づくりの推進(関連項目あり)

豊かな人間性やたくましい体を育みながら生涯にわたって生活全体を自律的に管理できる生活習慣を身に付けられるよう、子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの基礎を学ぶ、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」の活用など子どもたちの健康・体力づくりを推進します。

○学校の休み時間等を活用した外遊び、運動による子どもたちの体力向上

子どもたちが、体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽しく協力しながらリレーや長縄とび、馬とびなどの運動を通して、積極的な外遊びや運動を奨励するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで好ましい人間関係や社会性を育成する「遊・友スポーツランキングちば」の普及拡大を図り、取組を充実します。また、この取組による各学校の記録を公表・表彰することで、児童生徒の運動への意欲を更に高めます。

○児童生徒の体力・運動能力の向上へ向けた支援

体力・運動能力について、一定の水準に達している児童生徒に対して運動能力証を交付し、

その意欲を高めることにより、体力・運動能力の向上を図り、活力にあふれる健やかな児童生徒の育成を目指します。

○外部人材の派遣による体育授業や運動部活動の充実(関連項目あり)

小・中学校の体育の授業において、実技指導者を派遣することで、安全性を確保しつつ、児童生徒の体力・技能向上を図り、教員の資質向上にもつなげます。

また、県立学校の運動部活動において、専門的な指導力を備えた指導者の派遣を充実させ、競技実績向上のみならず、学校の実態に応じた地域との連携の強化や、生徒の健全育成につなげます。

○幼児期における体力づくりの推進

保護者に対し、幼児期における運動遊びの重要性の理解促進を図ります。また、幼稚園等において「幼児期運動指針」の活用を促進し、幼児の運動や遊びへの意欲向上を図ります。加えて、指導者への研修などの取組を推進します。

これらの取組等から、幼児に興味や関心に応じた遊びの中で体を動かす心地よさを実感させ、幼児期における基礎的な身体機能や運動習慣の確立を図ります。

【重点的な取組の方向性】

(2) 子どもの健康を守る学校保健の充実

子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るため、子どもたちが自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動に結びつけるための指導の推進など、学校保健の充実を図ります。

また、多様化した児童生徒の心身の健康問題に組織的に取り組むことができるよう、指導資料の作成や研修の機会等の充実により、教職員等による健康相談、保健指導の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○生活全体を自律的に管理する力の育成(関連項目あり)

生涯にわたって生活全体を自律的に管理する力を育成するため、乳幼児期からの規則正しい生活習慣の確立や、発達段階で起こる生活サイクルの変化に対応することの重要性について、子どもへの指導はもとより保護者等に対する働き掛けや啓発を行います。

また、学校教育全体を通じて「運動、食事、休養」に関する基本的な生活習慣や体力づくりの基礎を指導します。加えて、家庭においても、「しっかり運動 早ね 早おき 朝ごはん」などの取組を促進し、健全な生活習慣の定着を図ります。

○がんに関する教育など健康教育の充実

小・中・高等学校において、飲酒・喫煙の健康への影響など、がん予防を含めた健康教育を行います。また、関係団体等による小・中・高等学校での出前授業を推進するとともに、国における今後のがん教育の在り方についての検討状況を踏まえ、がんに関する教育の充実に向けて、検討を行います。

○薬物乱用防止教育の推進

薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」とする認識の下、警察、学校薬剤師や薬物乱用防止指導員といった専門家と連携しながら児童生徒に対し、薬物乱用防止への正しい知識や薬物乱用の影響を教える機会を充実させ、保護者や地域に対しても理解促進を図ります。

特に、近年全国的に死亡事例、急性中毒、交通死亡事故等が発生し、青少年を中心に乱用の拡大傾向にある「危険ドラッグ」に対し、「持たない！買わない！使わない！」を合い言葉に、

更なる正しい知識の普及を図ります。

○感染症、アレルギー疾患への理解促進

インフルエンザ等の感染症、様々なアレルギー疾患については、児童生徒等に直接的な影響を及ぼすものであることから、情報の収集・提供を行い、未然防止につながるよう、学校の取組を支援します。

また、性感染症の予防等の指導をはじめとする性に関する教育については、子どもたちの発達の段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら取り組んでいきます。

【重点的な取組の方向性】

(3) 食を通じた健康づくりの推進

学校における安全・安心な学校給食の提供や、食育の指導体制と指導内容の充実、家庭や学校給食を通じた食育の充実などにより、生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成を推進します。

その際、保護者の学校給食体験など、より効果的な方策を検討・実施するとともに、児童生徒の朝食欠食や偏食等食生活の乱れなどに視点を置いた取組を通じて、より適切な食育や栄養教育の充実に努めます。

【実施する主な取組】

○学校における指導体制と指導内容の充実

校長のリーダーシップの下、教職員全体で食に関する指導を進めます。

また、学校における食育を推進するために、研究校を指定し、効果的な食育の指導法などの研究を進めます。

加えて、栄養教諭の配置を進め、学校栄養職員と合わせ、その資質向上を図ります。

さらに、子どもたちの食生活の乱れや肥満傾向・痩身傾向、生活習慣病及び食物アレルギーへの対応により児童生徒の健康の保持増進に向けて、保護者や関係機関等と連携した個別指導の取組を推進します。

○生活全体を自律的に管理する力の育成(関連項目あり)

学校教育全体を通じて「運動、食事、休養」に関する基本的な生活習慣や体力づくりの基礎を指導します。加えて、家庭においても、「しっかり運動 早ね 早おき 朝ごはん」などの取組を促進し、健全な生活習慣の定着を図ります。

○学校給食を活用した食育の充実

学校給食において地場産物の活用を推進します。併せて、郷土料理をはじめとする地域の食文化について理解を深められるような献立づくりの働きかけや「千産千消デー」を実施していきます。

さらに、保護者を対象とした学校給食試食会の実施など、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるために、学校給食を生きた教材として効果的な食育に取り組みます。

加えて、「ちば型食生活」*の推進の観点から、米飯給食の促進に努めます。

○体験活動を取り入れた効果的な食育の推進(関連項目あり)

農業・水産系高等学校を活用し、幼稚園・小・中学校の幼児児童生徒が農作業や飼育動物との触れ合い、水産物の加工作業等による体験型の食育を推進します。

また、農林水産の各生産者・団体や企業等と連携し、作業体験機会の提供や、出前授業など

の食育活動を推進します。

○地域の優れた食文化や食習慣の継承と地域における食育の推進(関連項目あり)

豊かな自然により多彩な食材に恵まれた県内各地の風土が育んだ「ちば」の食文化を、「ちば・ふるさとの学び」テキストの活用や学校給食などを通して継承していきます。

また、栄養教諭が、各地域の食に関する指導の推進役となれるよう、各学校において公開授業や授業実践などを実施します。

○家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組の推進

子どもへの適切な生活習慣の定着を図り、併せて大人の生活習慣改善を推進するため、学校と地域が連携し、家庭での共食をはじめ、みんなで食べることの楽しさを周知するなどの普及啓発を図ります。また、企業、保健センター、児童館、子育て支援センターなどとも連携し、家族ぐるみで望ましい食習慣を実践できる環境の整備を推進します。

※「ちば型食生活」：県では、平成25年1月に策定した第2次千葉県食育推進計画において、一汁三菜（主食、汁物、主菜、副菜）の配膳を基本に、県産の農林水産物を食事に取り入れたバランスの良い日本型食生活を、「ちば型食生活」と呼んでいます。

4 社会的・職業的に自立し地域で活躍する人材の育成

【現状と課題】

近年、日本の社会や経済構造の急激な変化により、雇用形態の多様化・流動化が進む一方で、若者の職業人としての基礎的資質・能力の低下や勤労観・職業観の未熟さ等による早期離職や、ニートやフリーターの増加が社会問題として指摘されています。

こうした問題に対応するためには、子どもたちが社会に目を向けながら、学校での教科等の学びと将来の職業との関係に意義を見いだして、学ぶ意欲を持ち、日々学んでいることを将来社会で役立てられるよう、しっかりと身に付けさせることが重要です。

そのためには、子どもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成することが求められます。

また、子どもたちの勤労観・職業観を高めるとともに、千葉県が多様な自然、産業、人材などを生かし、地域を支える人材を育てるため、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進する必要があります。

特に高等学校段階においては、様々な職業分野において必要とされる専門知識・実践力を身に付けるための教育の充実が求められます。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
公立小学校における職場見学の実施割合	87.3% (H23年度)	
職場体験・インターンシップを実施している学校の割合	中学校 97.5% 高校 76.2% (H22年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）系統的なキャリア教育の推進

学校における日々の教育活動全体を通じて、県の「キャリア教育の手引」などを活用し、働くことの意義や尊さ、学校における学習と「生きること」や「働くこと」との関連などを考えさせる質の高いキャリア教育を推進します。また、系統的なキャリア教育を通じて、子どもに目標を持たせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

【実施する主な取組】

○学校におけるキャリア教育の更なる推進

各市町村教育委員会や各学校が、キャリア教育の視点で学校教育全体を見直し、体験活動などの充実を図るなど、キャリア教育に実践的・効果的に取り組めるよう、「キャリア教育の手引」を活用したキャリア教育を推進します。

○児童生徒の体験学習等の推進（関連項目あり）

高校生が近隣小・中学校に出向き、授業支援等を行うことにより、進路意識及び学習意欲の向上を図ります。また、小・中学生が身近な高校生から支援を受けることにより、進路意識の醸成を図ります。

○校種を超えた連携による授業実践の促進(関連項目あり)

県立高等学校の教員が近隣の小・中学校に出向いて、専門分野の学習内容をわかりやすく指導し、児童生徒の興味・関心や自分で課題を見つけ、解決できる創造的な能力を高める特別授業を実施します。

また、大学と高等学校等の連携を促進し、生徒が大学レベルの講義等に参加したり、大学等で学習する機会を充実することにより、学習意欲を高め、目的意識を持って主体的に進路を選択する能力・態度の育成を図ります。

○ICTを活用した教育の推進(関連項目あり)

生徒が授業で活用する教育用コンピュータや千葉県学校教育情報ネットワーク(ICE-Net)を活用したインターネット接続環境を整備し、教員のICT機器を利用した授業を支援することにより、高校生の情報活用能力を育成します。

特別支援学校においては、学習効果を高める観点から、ICTを活用した遠隔教育について指導方法の開発や教育効果等について調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。

○学校を中心としたキャリア教育支援体制の構築

地域の方々を講師として実施する出前授業などを通じて、児童生徒が、学校から社会・職業へ円滑に移行できるよう、学校、地域、企業等が連携・協働し、学校におけるキャリア教育の更なる推進を図る支援体制の構築を目指します。

【重点的な取組の方向性】

(2) 地域を支える人材の育成

小学校段階からの地域の産業や人材を活用した体験学習、社会人との交流などを通じて、子どもたちの勤労観・職業観を育み、地域を支える人材の育成を推進します。

また、高等学校においては、専門学科・総合学科における、地元企業等と連携した専門的職業教育の充実に向けた取組を推進します。

【実施する主な取組】

○地域で必要とされる人材育成のための職業教育の推進

医療、教育、保育や介護など、地域で必要とされる人材育成を進めている高等教育機関等との連携により、高等学校における職業教育の推進を図ります。

また、SPH(スーパープロフェッショナルハイスクール)事業の活用などを通して、専門高校と大学・研究機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を目指します。

○地域の企業等との連携によるものづくり若手技術者の養成

高校生に対して、地域の企業、高等技術専門校、工業高校等が連携して資格取得講座や企業実習等を行うことにより、次代を担い、地域を支えるものづくりを行う人材の育成を推進します。また、ものづくり産業は、日本の基幹産業であり、本県経済の屋台骨というべき産業であることから、小・中・高校生などの若年層を対象として、ものづくりの体験を通して職業意識の形成や職業選択のきっかけ作りに取り組みます。

○職業高等学校の理解促進

小・中学生とその保護者を、産業教育フェアや職業高等学校に招いて、農業体験・乗船体験、ものづくり体験、キッズビジネスタウン、ファッションショーなどを実施し、職業高等学校の理解促進に努めます。

また、職業高等学校の生徒が小・中学校に出向き、出前授業・料理教室・ロボットの操作体験・課題研究発表会・自由研究指導などを実施し、児童生徒との交流を通して学習成果の発信に努めます。

○地域の産業を理解するためのキャリア教育の推進(関連項目あり)

地域の産業の担い手の育成に向け、小・中・高校生を対象に、農業・水産業、観光産業関係者と連携し、当該産業に関する説明や体験等を行うなど、農業・水産業、観光産業に対する理解促進を図ります。また、高校生等に対しては、インターンシップなどと組み合わせ、職業として農業や水産業、観光産業に携わる体験活動や生産者等との交流を行います。

【重点的な取組の方向性】

(3) 企業や大学・研究機関等との連携による職場体験等の充実

社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度の育成に向けて、地域の大学や研究機関、地域産業界等と連携し、先進的な技術体験や企業技術者の実践的な指導を取り入れた職場体験等の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○発達の段階に応じた職場見学・職場体験等の推進(関連項目あり)

小・中学校においては、千葉県の多様な地域産業と連携を図り、「職場見学」や「職場体験」などを通じて、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎・基本を身に付ける教育を推進します。

高等学校では、大学や研究機関、地域産業界と連携し、先進的な技術体験や企業技術者の実践的な指導により、人生を生き抜く勤労観、職業観を育て、社会人としての自覚や自己の将来について考えさせるインターンシップの充実を図ります。

○夏休み等を利用して、最先端の技術・学問などに触れる体験活動の推進

子どもたちが自らの力で生き方を選択していくうえで必要な能力や態度を育成するため、千葉県が誇る最先端の技術を有する研究機関や企業・大学等と連携した、施設の見学や職業・先端技術の体験、研究者との交流会、大学レベルの講義が受講できる「夢チャレンジ体験スクール」などを推進します。

○親の働く姿に触れる体験活動の推進(関連項目あり)

子どもたちが親の働く姿に接することで働くことの大切さを学べるよう、企業等に「子ども参観日」の実施を働きかけるとともに、実施した企業等をホームページ上で紹介するなど、企業等の取組を促進します。

【重点的な取組の方向性】

(4) 子どもや若者の社会参加の促進

ボランティア活動などの社会参画体験を通じて、子どもたちが自己の在り方・生き方を見つめ直すとともに、社会の中で生きる力の育成を図ります。

また、子どもたちが自らボランティア活動などについて企画・立案し、活動する取組を促進します。

さらに、学校が日本赤十字社や社会福祉協議会などの団体等と連携し、ボランティア活動や防災活動などに取り組むことを支援します。

【実施する主な取組】

○生涯学習センターにおけるボランティア活動の推進(関連項目あり)

体験活動・ボランティア活動の情報収集・提供・相談等を行うボランティアコーディネーターを常駐させた千葉県体験活動ボランティア活動支援センターを活用し、体験活動やボランティア活動に関する支援を行います。

また、ボランティア活動に関する講座の開催や若者の社会貢献活動、ボランティア活動などを社会に発信することにより、子どもや若者の社会参加を推進します。

○社会の課題に取り組むボランティア活動等の推進(関連項目あり)

子どもたちが、様々な人や団体とつながりながら豊かな人間性を養うことができるよう、学校と家庭・地域が連携して行うボランティア活動をはじめ、福祉活動、体験活動、あいさつ運動などを促進します。

また、社会の課題や要請を受けて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた若者のボランティア養成等の取組により、社会参画を促進します。

5 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成

【現状と課題】

本県は、成田国際空港や千葉港などの諸外国との直接的な玄関口を擁しています。

また、幕張新都心では、国際展示場、国際会議場を有する幕張メッセをはじめ、国際的な企業、教育・研究施設等の立地が進むなど、社会のグローバル化が進展しています。

加えて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機として来日・来県する外国人旅行者の増加が期待されるほか、国においては海外留学に向けた機運の醸成が進められています。

これらを踏まえ、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、豊かな語学力、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するための能力と協調性、異文化理解の精神、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識、チャレンジ精神などを持った人材を育成することが重要です。

このため、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する心を育てるための教育活動を推進するとともに、子どもたちが海外を目指す動機づけとなる環境の構築や機会の提供、豊かな語学力・コミュニケーション能力などの育成を進める必要があります。

さらに、外国人児童生徒に対して、各学校における日本語指導の充実や各地域における交流の促進など、受入れ体制の整備を進める必要があります。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
高校生（県立高校）の留学数（3か月以上）	46人 (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進

次代を担う子どもたちが伝統文化や歴史、風土に対する関心や理解を深め、尊重する態度を身に付けるための教育活動を充実します。

また、道徳の時間などを活用して、先人の生き方などに関する学習活動を推進します。

【実施する主な取組】

- 「ちば・ふるさとの学び」の取組の推進（関連項目あり）

ふるさと「ちば」を再認識・再発見し、そのすばらしさを理解するために作成した「ちば・ふるさとの学び」テキストの改訂を行います。また、千葉県にゆかりのある先人や郷土の歴史、文化、自然に関する映像資料の内容を充実させるとともに、これらの教材を活用する学校の取組を推進します。

- 美しい日本語に触れ、日本語の理解を深める教育の推進

古典文学をはじめ美しい響きを持つ日本語に触れる取組を推進し、日本語への理解を深めるとともに、子どもたちの感性、豊かな人間性、コミュニケーション能力、ふるさとへの意識などを高めます。

- 郷土と国の発展につくした人々を学ぶ機会の提供

子どもたちの歴史や伝統等への興味・関心、理解を深めるため、国家や社会の発展に大きな働きをした先人について学ぶ取組を推進します。

また、学校において図書館の資料や視聴覚教材、インターネットなどを活用して、千葉県にゆかりのある先人や伝統文化等についての調べ学習を促進します。

○国旗・国歌の意義や大切さの理解を深める取組

国旗、国歌の意味やその大切さを教え、日本及び諸外国の国旗と国歌を尊重する態度を育てます。また、オリンピック・パラリンピックやワールドカップなどの国際スポーツ大会、国連などの国際会議への参加者の経験談などを通して理解を深めさせます。

○外から見た日本を知る機会の提供

インターネットを活用した情報収集や海外の学校等との交流を通じて、海外からの日本の評価に関する様々な情報を得る機会を提供することにより、子どもたちが普段は気づくことのない日本の良さについて理解を深め、日本としてのアイデンティティを醸成します。

【重点的な取組の方向性】

(2) 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成

国際的課題や歴史・文化・宗教などについて教科・科目を横断した取組を充実し、日本人としてのアイデンティティの確立と異文化理解を重視した教育活動の推進を図ります。

また、子どもたちが海外を目指す動機づけとして、海外留学に関する支援や姉妹校交流、短期海外派遣等の事業を充実させ、海外留学に対する機運の醸成を図ります。

【実施する主な取組】

○グローバル化に対応する教育環境の構築

学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を果たして連携し、子どもたちが海外の事情等に触れる機会を通じてグローバルな見方・考え方に関心を持つことができるよう、グローバル化に対応する教育環境の構築を目指します。

○国際的に活躍できる人材の育成

高等学校におけるグローバル・リーダー育成に資する教育を通して、高等学校等における生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を目指します。

○高校生等の国際交流の促進

高校生等が海外に出る機会を充実させるため、高校生等を対象とした海外留学フェアの開催や、海外留学や海外派遣への支援を行うことにより、社会のグローバル化に対応し、国際社会で活躍できる人材の育成を目指します。

○教育旅行や留学生交流などの促進

海外からの教育旅行の受入れの促進や、留学生や留学経験者等との交流会、海外の姉妹校との交流、国際的に活躍する社会人等の講演等を行うことにより、教育環境のグローバル化を目指します。

○産業教育関係高校における国際貢献の促進

本県の工業高校とベトナムの大学が、国際協力機構（JICA）の「草の根技術協力事業」として実施している、工業分野における技術支援などを通して、国際交流を深めるとともに、国際貢献する意識と態度を養います。

○幕張アジアアカデミー「アジア総合学科」の開催

アジア経済研究所開発スクール研修生の海外行政官等による、高校でアジアやアフリカの

国々の政治・産業・文化等についての授業を通じて、高校生の国際理解を促進します。

○ホストファミリーの推進

ホストファミリーによる外国人学生等の受入れについての枠組みを検討するとともに、ホストファミリー登録制度の構築を進めることにより、児童生徒の家庭が、より多く異文化交流を経験する環境づくりを推進します。

【重点的な取組の方向性】

(3) 外国語教育の充実

子どもたちが自ら考え、互いに英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるなど、子どもたちの発達段階に応じた、より実践的な外国語教育を推進するため、外国語の授業を担当する教員に対する研修や、外国語指導助手（ALT）等の外国語の授業をサポートする人材配置の充実に努めます。

【実施する主な取組】

○小・中・高等学校を通じた実践的な外国語教育の充実

小・中・高等学校を通じた外国語教育の充実のため、外国語指導助手（ALT）への研修を実施するとともに、英語担当教員の中からリーダーとなる教員を養成するなど更なる指導力のレベルアップを図ります。

○高い語学力のある教員の確保

TOEIC、TOEFL等における実績に基づく採用選考の実施などにより、高い英語力と指導力を兼ね備えた教員の人材確保に努めます。

【重点的な取組の方向性】

(4) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備

各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実に努めます。

加えて、学校、地域などが連携し、企業やNPO等の外部資源の活用により、外国人県民と地域住民の交流を促進します。

【実施する主な取組】

○外国人児童生徒等の教育に対する支援（関連項目あり）

外国人児童生徒等のために日本語指導を行う教員の配置に努めます。また、県立学校に通う外国人児童生徒等を支援するための教育相談員の派遣を行い、日本語指導や保護者との連絡に必要な翻訳や通訳など、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな支援を行うとともに、学校と児童福祉関係者や地域等が連携して支えるネットワークの構築づくりを推進します。

○多文化共生社会づくりの推進

外国人県民に対し、医療、教育、住宅、雇用、災害対策など、生活に密着した分野で、ニーズに対応した情報提供や相談対応を行うとともに、外国人県民と地域社会との交流を促進します。この取組を通じ、外国人児童生徒やその家族の学校や教育に対する理解を深め、外国人児童生徒が学校に通いやすい環境づくりを進めます。

Ⅱ ちばのポテンシャル(潜在能力)を生かした教育立県の土台づくり

元気プロジェクト

1 人間形成の場としての活力ある学校づくり

【現状と課題】

学校は、全ての子どもが社会的に自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う人間形成の場であり、保護者や地域の人々の期待を受け止め、社会の変化や児童生徒の多様なニーズに対応できるよう、学校の特色づくりや魅力の向上に取り組むことが重要です。

このため、学校・家庭・地域の協働体制を築き、地域に開かれた学校づくりを進め、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）など、保護者や地域住民が学校運営に参画する機会を拡大することが求められています。

また、不登校やいわゆる中1ギャップ、少子化の進行などの課題に対応するためには、幼稚園等から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への接続を円滑化し、児童生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やす必要があります。

さらに、幼稚園児の9割、高校生の3割が通っている私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担い、県民の学校選択の自由を確保する重要な役割を果たしていることから、建学の精神に基づく教育の振興を図るとともに、公立学校との連携を促進することにより、県全体の教育の充実を図ることが求められます。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
高等学校の「学校運営」について、肯定的な評価をしている保護者の割合（学校評価）	82.9% (H25年度)	
私立学校が支出した経常的経費に占める経常費補助金の割合	38.5% (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）魅力ある高等学校づくり

平成33年度末を目標年次とする、県立学校改革推進プランの理念に基づき、社会の変化や生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、魅力ある学校づくりを着実に進めます。

また、各県立高等学校における魅力ある教育課程の編成や充実した授業、特色ある教育活動の実施など、各学校の魅力づくりに向けた取組を更に推進します。

【実施する主な取組】

○普通科及び普通系専門学科・コースの充実

多様な生徒が入学する実態を踏まえ、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図りながら、能力・適性に応じた教育を行うとともに、特色ある学校づくりを推進するため、地域や学校及び生徒の実態に応じて、新たな学科やコースの設置を行います。

○職業系専門学科・コースの充実

地域産業の特色やニーズに対応した人材を育成するため、拠点校を中心として設置する企業や大学等との連携組織を活用し、実践的な学びを取り入れるなど、教育内容の充実を図ります。

また、中学生にもわかりやすい学科名への変更などを含めた学科再構成を行います。

○総合学科の推進

普通科目と専門科目を幅広く開設し、生徒が自ら興味・関心や進路希望に応じて、主体的に科目を選択しながら学習できる総合学科の高等学校を設置し、生徒の多様な進路希望に対応します。

○生徒の多様なニーズに対応した教育の推進(関連項目あり)

進学や就職を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの充実など、多様なニーズに対応するため、新たなタイプの学校やコース、科目の設置などを進めます。

【重点的な取組の方向性】

(2) 私立学校の振興

公教育の一翼を担う私立学校の経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るため、私立学校の振興を図ります。

【実施する主な取組】

○私立学校経常費の補助

私立学校の健全な経営と在籍する幼児児童生徒に係る修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対する助成の充実に努めます。

【重点的な取組の方向性】

(3) 公立学校と私立学校の連携の推進

公立学校とともに公教育の一翼を担う私立学校との連携・協力を推進するため、公立学校・私立学校の教職員を対象とした合同研修、教職員の人事交流などの充実を図ります。

また、小学校就学前教育については、幼稚園児の9割が私立幼稚園に在籍している状況にあることから、幼稚園の独自の教育目標を尊重しながら、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、規範意識の芽生えや人間関係づくりの基礎を培う教育を推進します。

【実施する主な取組】

○幼稚園教育指導資料集の作成(関連項目あり)

幼稚園教育要領の内容に関する実践事例等を掲載した指導資料集を作成し、県内の公立及び私立幼稚園・認定子ども園等に配付し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を推進します。

○公立学校・私立学校の教職員の合同研修の開催

公立学校・私立学校の教職員が合同で参加することができる研修を開催し、教職員間の交流を促進することにより、公立・私立学校の教職員が互いに切磋琢磨する機会を充実し、教職員の資質向上を図ります。

○私立学校のシンポジウムなどとの連携

私立学校及び関係団体が主催するシンポジウムなどを教育委員会が後援することなどを通じて、私立学校の取組を支援します。

○県立学校と私立学校との教員の人事交流の促進

県立学校と私立学校との教員の人事交流を促進し、互いの良い面を学びあうことにより、教職員の広い視野と多様な経験を培い、学校運営の活性化を図ります。

○2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた指導者の養成、選手の育成・強化(関連項目あり)

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに、千葉県の選手を一人でも多く輩出することができるよう、公立学校と私立学校が連携して、質の高い指導者の養成、高い競技力を有する選手の育成を推進します。

【重点的な取組の方向性】

(4) 地域に開かれた魅力ある学校づくり

学校支援地域本部、学校を核とした県内1000か所ミニ集会、学校評議員制度などの学校・家庭・地域が連携した取組の充実を図るとともに、それらの仕組みを更に発展させた、保護者や地域住民、有識者などが、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を促進します。

また、各学校における公開授業の開催機会の拡大や、地域への情報公開を促進することにより、地域全体で学校を支援する機運の醸成を図ります。

【実施する主な取組】

○学校支援地域本部の推進（関連項目あり）

学校と地域を結ぶコーディネーターを配置して学校と地域の連携のもと、市町村教育委員会、PTA、地元企業等とも協力しながら、学習支援や環境整備、登下校時の見守りなど、学校を支援する取組を推進します。

○「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の充実（関連項目あり）

「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を保護者や地域住民が学校と一体となって企画・運営することにより、家庭、学校、地域のつながりを強固にし、ミニ集会で話し合われた地域からの提案などをそれぞれが責任をもって実行することを通して、発展性のある地域交流・学校運営につなげます。

○地域住民・保護者の県立学校運営への参画の推進（関連項目あり）

本県が先進的に進めているコミュニティ・スクールの県立高等学校への導入の更なる拡充について検討を進めます。

また、県立学校において学校評価ガイドラインに基づく学校評価を実施し、開かれた学校づくり委員会などを通して、地域住民や保護者などが、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、地域に開かれた学校づくりをより一層推進します。

○公立小・中学校におけるコミュニティ・スクールの導入促進（関連項目あり）

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす地域とともにある学校づくりを推進し、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ります。

このため、市町村教育委員会や小中学校におけるコミュニティ・スクールの導入に向けた取組への支援を拡充します。

○県立学校における地域活性化への貢献

全ての県立学校において、学校や地域の実情に応じて、その学校ならではの特色ある教育活動を積極的に展開し、更なる魅力ある学校づくりに取り組むとともに、小・中学校との連携や地域との協働によってまちづくりを担うなど、県立学校の教育活動を生かして地域活性化に貢献します。

【重点的な取組の方向性】

(5) 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり

小中一貫校や中高一貫校など、新たなタイプの学校も含めて、子どもの成長に合わせた柔軟な教育システム等の在り方について研究し、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた教育の実現を図ります。

○校長のリーダーシップに基づく学校づくりの推進

学校の裁量で行う取組や教職員のマネジメント力の向上、実効性のある学校評価の方法などの検討を進めることにより、校長のリーダーシップの下、更に自主性・自律性を持って、幼児児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある学校づくりの推進を図ります。

○良質な学習活動を支える学校・学級づくりに向けた取組の充実(関連項目あり)

教員と児童生徒との信頼関係や児童生徒同士の人間関係を円滑に構築するための基本的な考え方や具体的事例、実践するための手法などをまとめた「学級づくりガイドブック」を様々な研修の場で指導資料として活用します。また、若手教員だけではなく、全教員が利活用できるように、内容の充実を図ります。

○学校間連携や一貫教育の検討

人口減少・少子高齢化社会に対応し、活力ある学校教育の推進を図るため、市町村教育委員会と連携し、幼・小・中・高等学校を通じた学校間連携や小中一貫教育、コミュニティ・スクールなどの在り方について検討します。

2 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上

【現状と課題】

子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育成するためには、質の高い教育を実現することが求められます。

このため、教員自らが児童生徒の模範であるという使命感や責任感を持つとともに、課題探求型の学習、協働的な学びなどの新たな学びを展開するための実践的指導力、高度な専門的知識など、指導力の向上に取り組むことが必要です。

また、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用など、複雑かつ多様な課題に対応できるよう、教職員の研修体制の充実により教員の質と教育力の向上を図ることが求められます。

このため、確固たる教育観と具体的な方針を有する校長のリーダーシップの下、教職員だけでなく、多様な専門性を有した人材等も含めた「チーム学校」を確立し、教員が互いに切磋琢磨していく環境づくりを進めることが重要です。

加えて、高等教育機関と連携した人材の育成、幅広い人間性を有する教員の採用を可能とする教員採用選考の取組の推進が必要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
授業研究を伴う校内研修を年間7回以上実施した学校の割合	小学校 61.9% 中学校 28.1% (H26年度 全国学力・学習状況調査)	
地域の人材を外部講師として招いて授業を行った学校の割合	小学校 68.8% 中学校 46.2% (H26年度 全国学力・学習状況調査)	

【重点的な取組の方向性】

（1）熱意あふれる人間性豊かな教員の採用

子どもの気持ちを理解し、その目線に立って行動する態度、高度な専門的知識、豊かな生活体験に基づく幅広い人間性など、優れた資質を有する教員の採用のため、教員を希望する学生に対する実践や体験の機会を提供するとともに、教員採用選考の改善等を進めます。

【実施する主な取組】

○教員を目指す学生へのインターンシップの機会や情報の提供（関連項目あり）

公立学校教員を志望する学生を対象とした実践・体験の機会を提供するため、教員を希望する学生を対象とした出前講座や教職を目指す学生や卒業生が参加できる「ちば！教職たまごプロジェクト」を実施し、教職への理解を深めるとともに、教員としての資質能力の向上につなげます。

○教育愛と使命感に満ちた教員の確保

児童生徒に対する愛情、教育者としての使命感、寛容性、柔軟性、向上心、積極性を有した人材が確保出来るよう、人物重視の採用選考を行います。また、豊かな体験や知識、能力を有する多様な人材を確保するため、教職大学院卒業生及び教職経験者、社会人等への特例選考や、県外会場での採用選考の実施などの取組を進めます。

【重点的な取組の方向性】

(2) 信頼される質の高い教員の育成

教職員が教職に対する使命感や責任感を高め、課題探求型の学習、協働的な学びなどの新たな学びに対応するための実践的指導力の向上などを目的とした研修や、若手教員が中堅・ベテラン教員から指導ノウハウを継承できる校内での授業研究などの充実により、信頼される質の高い教員の育成を推進します。

また、教職員の意欲を高める視点から、教職員に対する研修体制の充実や評価・処遇の在り方について総合的に検討します。

加えて、大学等における教員養成段階においては、大学等と連携し、学校現場での体験機会の充実などを通じて、いじめ等の生徒指導上の課題や特別支援教育に対する実践力の向上などを図ります。

【実施する主な取組】

○社会状況の変化等を踏まえた教職員研修の推進

千葉県教職員研修体系に基づき、経験年数に応じた継続的な研修を実施します。これにより、教職員が、教職に対する使命感や責任感を自覚し、教育の専門家として、社会の急激な変化に適切に対応できる確かな力量の向上を図ります。

また、豊富な指導経験を有するベテラン教員からの教育技術の継承や、管理職のスキルアップのための研修を充実させるとともに、各学校での研修をはじめ、教職員の自主的研修への支援を行います。

○授業公開等による指導力の向上(関連項目あり)

小学校で魅力ある授業の実践をしている教員や体育で優れた指導力を有する教員を「魅力ある授業づくりの達人」や「体育の授業マイスター」として認定し、授業公開等により授業力向上に資する取組を進めます。また、授業改善が進むよう、教育技術を共有する場を設定し、校種間の連携強化を図ります。さらに、県内の全公立学校が教員・保護者・地域住民を対象に実施する公開授業等を推進することで、教員の授業改善や指導力向上を図ります。

○いじめを早期に見抜く教員の生徒指導力の向上(関連項目あり)

生徒指導や教育相談に関する研修の充実を図り、全ての教員がいじめなど生徒指導上の問題に的確に対応できるよう、指導力の向上に取り組みます。

○専門的・実践的研修による教育関係職員の資質の向上

県総合教育センターにおいて、指導力の向上、授業改善、学校経営など、教員の経験年数やニーズに応じた様々な研修を充実させ、教員の資質の向上を図ります。特に、若手教員に対しては、豊かな教職経験を有する指導者が、研修を企画・運営し、指導することで、資質向上を図ります。

○人事交流を活用した教員の資質向上

全県的な視野に立った広域人事交流や、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校間の異校種間人事交流などを積極的に推進することにより、実情が異なる学校及び地域での様々な経験を通して、教員の視野を広げ、資質向上を図ります。特に、若年層における他の市町村への人事交流は計画的に推進します。

○校長のガバナンスの向上

校長が、指導力を発揮して、所属教員が高い使命感を持ち、互いに学び、高め合う校内体制を構築できるよう、優れた資質を備えた校長の登用を進めます。そのために、教員の経験年数に応じて段階的に行う研修を充実し、学校運営にかかる資質・能力の向上を図ります。

【重点的な取組の方向性】

（３）子どもの多様化に対応したきめ細かい教育の推進

教員に加えて、多様な専門性を有した人材等の配置を充実することにより、学校全体を一つのチームとしての教育力を最大化し、少人数学級や少人数指導、ティーム・ティーチングだけでなく、課題探求型の学習や協働的な学びなどの新たな学びなど、子どもの多様化に対応したきめ細かい教育を推進します。

【実施する主な取組】

○きめ細かな指導体制の整備

教員が授業など子どもへの指導により専念できるようにし、教育の質の向上が図られるよう、国から措置された定数や非常勤講師により、きめ細かな指導体制の整備を図ります。

また、教頭・主幹教諭等の配置の充実や、学校司書、ICT専門職員、地域連携担当職員等の専門的な知見を有するスタッフの配置について検討します。

○地域人材の活用

地域住民が、それぞれ培ってきた知識・技術や多様な専門性を生かし、教科の領域や総合的な学習の時間、クラブ活動等において、児童生徒の興味関心や多様化に応じた授業を行うなど、地域人材の活用促進により学校の教育活動を支援します。

【重点的な取組の方向性】

（４）教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援

教職員の負担軽減のため、学校における業務を見直し、各業務間の有機的な関連づけによる業務全体のスリム化や、人材の配置等を進めます。

また、学校における問題解決の解決に向けて、専門的知見をもった人材による指導助言を行う体制を構築するなど、学校を支援する体制の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○教職員の負担軽減に向けた取組の推進

学年や学校における組織的対応や、情報の共有化等により業務の効率化が図れた事例をまとめたリーフレットの配布など、教職員の負担軽減に向けた取組を進めることにより、子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員の心身にわたる健康の保持を図ります。

○スクールカウンセラー等の人材の確保（関連項目あり）

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割が重要であることから、臨床心理士等の専門的な知識や豊富なカウンセリングの経験を持ったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保に努めます。

○学校支援地域本部の推進（関連項目あり）

学校と地域を結ぶコーディネーターを配置し、学校と地域の連携を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進します。また、地域連携の推進に不可欠な地域コーディネータ

一や学校支援ボランティア等の育成を促進します。

○スクール・サポーターによる学校支援

元警察官などからなるスクール・サポーターが、教職員への支援、登下校指導、校内巡回、学校の安全対策や安全パトロールに関する活動を行い、学校を支援します。

○「学校問題解決支援チーム」による支援

学校等だけでは解決困難な案件に対処するため、弁護士や臨床心理士等の専門家からなる「学校問題解決支援チーム」を活用し、問題の解決に向け県立学校・私立学校及び市町村教育委員会に対して適切な支援を行います。また、有効な問題解決につながるよう、初期段階から弁護士相談等を含む機動的な対応を図ります。

○教職員のメンタルヘルスケア推進と支援体制の充実

各学校の教育活動への取組状況や学校運営上の課題等を確認し、必要な指導助言を行います。また、教職員一人一人の心と体の健康を保持増進し、職場環境の改善に努めるとともに、産業医・健康管理医などの専門家や外部の相談・医療機関等によるケアを効果的に推進します。

心の不調者への対応、職場復帰を円滑に行うための支援体制の充実を図ります。

3 いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

子どもたちにとって、学校は各自の個性や能力を伸ばさせながら人格を形成していくための重要な場であり、より良い環境で教育を受けることが求められます。

いじめは、子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為であり、防止等のための取組を一層推進する必要があります。

千葉県では、国のいじめ防止対策推進法を踏まえ、平成26年3月に「千葉県いじめ防止対策推進条例」を制定し、県の責務や取り組むべき施策を明らかにしました。

さらに、平成26年8月に「千葉県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしました。

この基本方針の下、いじめの早期発見、相談及び情報収集体制の充実、学校の教職員をはじめとした人材の確保及び資質の向上等の施策を進め、管理職を中心とした組織的、統合的な取組や、自尊と敬愛の心を育てる教育を充実することが求められます。

また、いじめ防止に向けた広報・啓発活動、特にインターネットの適切な利用方法の周知等、ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動の推進が必要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
いじめに関する児童生徒へのアンケート調査の実施率	小学校 97.5% 中学校 99% 高校 100% (H25年度)	
いじめの早期発見のための個別面談の実施率	小学校 85.5% 中学校 95% 高校 82.7% (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）いじめの予防や早期発見のための取組の推進

いじめの早期発見、早期対応のため、組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。

また、子どもたちの自尊感情を育み、自らの感情を適切にコントロールする力や、他者に適切に援助を求める態度など、自分を守る力を育てる教育の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組の推進（関連項目あり）

「いのちを大切にするキャンペーン」などを通して、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を進めます。

○児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組の推進

小・中学校9か年にわたる授業展開を体系的にまとめた「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の取組を更に充実させ、推進することで、児童生徒のあいさつや助け合いといった人間関係づくりの基礎やコミュニケーション能力を育成します。

○一人一人の子どもへの直接的な働きかけを通じた、いじめの防止に向けた取組の推進

クラスや部活動などの集団が、友人関係等における不和・不仲や過度の競争意識などにより、ストレスを高める状態に陥っていないかなど、いじめの背景に留意するとともに、児童生徒の非行や家庭の抱える困難な問題の解決には児童相談所と連携するなど、関係機関の機能を活用した問題解決を図ります。さらに、道徳の時間などを通して、児童生徒には他者を尊重する気持ちを養い、自己肯定感を高め自信を持たせるなど、ストレスやいじめを受けた際に適切に対処できる力（いじめに負けないための力）を育成していきます。また、いじめの加害者が負う法的な責任などについて学ぶため、法教育の視点から、いじめ問題を考える取組も推進していきます。

○相談及び情報収集体制の充実

いじめの早期発見のため、各学校がそれぞれの実態に応じて定期的なアンケート調査や個別面談を計画的に実施する取組を推進するとともに、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。その際には、相談を受けとめるセーフティネットを広く張りめぐらせていくとともに、児童生徒、保護者へ相談窓口等の周知徹底を図ります。また、各学校において、スクールカウンセラー等を活用し、定期的に研修を実施するなど、教職員の資質向上を図ります。

○学校と家庭・地域が連携した取組の推進

社会全体で子どもを見守り育むため、「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」や「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」など、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制の構築を推進します。

【重点的な取組の方向性】

(2) いじめの防止等のための人材の確保と資質の向上

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材の活用を推進するとともに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において、中核的な役割を果たす教員に対して、いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等について、実践的な研修を実施し、いじめ問題に対応する資質の向上を図ることで、各学校におけるリーダーを育成します。

さらに、いじめの態様などに応じた実効的な対応方法について記載された指導資料集を活用し、教員全体の資質向上に取り組みます。

【実施する主な取組】

○いじめを早期に見抜く教員の生徒指導力の向上(関連項目あり)

生徒指導や教育相談に関する研修の充実を図り、全ての教員がいじめなど生徒指導上の問題に的確に対応できるよう、指導力の向上に取り組みます。

○スクールカウンセラー等の人材の確保(関連項目あり)

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割が重要であることから、臨床心理士等の専門的な知識や豊富なカウンセリングの経験を持ったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保に努めます。

○教職員を対象としたいじめ問題対策実践研修の実施

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」*の教員を対象として、いじめについて理解を深めるとともに、いじめ問題の事例検討等を通して、各学校でのいじめ問題への対応のリーダーとしての資質向上を図ります。

【重点的な取組の方向性】

(3) いじめの防止等のための啓発活動の推進

県が発行する広報紙やホームページによる周知のほか、児童生徒・保護者向け資料の作成・配付など、いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進します。

【実施する主な取組】

○いじめ防止啓発強化月間等の取組の推進

「県民だより」や「夢気球」、県ホームページを活用した啓発活動に取り組みます。また、保護者向けの啓発資料を作成し配布します。

さらに、いじめや問題行動等が発生しやすい4月をいじめ防止啓発強化月間として、いじめの防止等に関する県民の理解を深めていきます。

【重点的な取組の方向性】

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進

子どもが情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育について、子どもの発達段階に応じた指導の充実を図ります。

また、子どもたちがインターネット上のいじめ行為やトラブルに巻き込まれていないかなどを監視するネットパトロール等の取組を充実します。

【実施する主な取組】

○ネットパトロール等の実施(関連項目あり)

中学校、高等学校、特別支援学校の生徒を対象とした「青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)」の実施の促進などに努めます。

○学校における情報モラル教育の推進(関連項目あり)

「ちょっと待って!ケータイ&スマホ」など、児童生徒に分かりやすい資料を活用した指導の充実を図ります。

特に、中学校、高等学校段階では、生徒自らが携帯電話等の正しい利用ルールを決め、使用することを促す取組などを行います。

○家庭に向けた情報モラルに関する取組の促進(関連項目あり)

警察や通信事業者等と連携して、「ケータイ・インターネット安全教室」等を開催し、児童生徒及び保護者に対しインターネットを利用する上での安全意識の啓発や規範意識の向上を図ります。

加えて、小学校低学年段階から、携帯電話等の適切な利用に関する課題や家庭でのルールづくりの必要性について保護者の理解を深める取組を促進していきます。

* 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」: いじめ防止対策推進法第22条において学校に設置することが義務付けられている組織で、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されます。

4 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要です。

子どもたちに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することが求められます。

子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度が開始され、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供が進められる中、幼児期の子ども一人一人の発達の状況に即した指導を適切に行うための環境整備や、子育て支援活動・預かり保育の充実を図ることが重要です。

また、教職員に対する研修機会の充実、地域の高等教育機関と連携した人材育成に向けた取組などを通じて、幼児教育に携わる教職員の専門性の向上を図ることが求められます。

さらに、幼児教育から小学校教育への移行は急激な教育環境の変化をもたらすものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校が連携した取組を促進し、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に資する取組を進める必要があります。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
域内の幼稚園・保育所と小学校の間で、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている市町村数	7 (H26年度)	
保育所の待機児童数	1,340人 (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）教職員の専門性の向上をはじめとした幼児教育の質の向上

幼稚園、保育所、認定こども園の教職員の合同研修の実施や、地域の高等教育機関と連携して幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を促進すること等により、幼児教育に携わる教職員を確保するとともに、専門性の向上を図ります。

【実施する主な取組】

○幼稚園教育指導資料集の作成(関連項目あり)

幼稚園教育要領の内容に関する実践事例等を掲載した指導資料集を作成し、県内の公立及び私立幼稚園・認定こども園等に配付し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を推進します。

○幼稚園教諭・保育士等の育成と資質の向上

幼児への理解、指導上の諸課題や先進事例、保育技術、発達の段階に応じた保護者支援等について、幼稚園教員や保育士等の職能や経験に応じた専門的な研修を実施し、幼児教育に関わる職員の人材育成と資質向上を図ります。

また、保幼小連携、子育て支援・預かり保育、認定こども園における幼児教育等について、幼稚園・小学校の教員、保育士等が合同で研究協議を行う取組を通じて、幼児教育の充実を図ります。

○幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進

幼児期の子ども一人一人の発達と学級集団の状況に即した指導の適切な実施や、より質の高

い幼児教育の提供を確保するため、新制度の周知や各大学等に対し、取得に向けた講座開設の要請等を行うことで、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進を図ります。

○幼稚園における子育て相談・支援活動の推進

核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していることから、子ども・子育て支援新制度の下、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます。

○認定こども園の普及

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえつつ、認定こども園の普及に努めます。

○幼児教育における遊びを通しての総合的な指導の充実

幼児期に望ましい生活習慣や規範意識を身に付け、小学校以降の学力向上に資するため、子どもの自発的な遊びの中から、学びの対象となるものを見だし、子どもの発達にとって必要な体験が得られるような、適切な指導の充実を図ります。

【重点的な取組の方向性】

(2) 小学校就学前教育から初等教育への円滑な接続

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校が連携した取組を一層進めるとともに、小学校入学後に必要な期間を設けて、新しい生活に慣れるための取組の推進など、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に資する取組について検討を進めます。

【実施する主な取組】

○幼児教育から小学校教育への円滑な移行

幼児教育から小学校教育の連続性や一貫性を確保し、学校段階間の円滑な移行を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との合同研究協議、相互交流の開催や、幼児と児童との様々な交流活動の実施など、小学校での新しい生活に慣れるための取組を推進します。

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

【現状と課題】

特別支援教育とは、障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を身に付けるため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、障害による学習上や生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施される必要があります。

また、障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる全員参加型の社会である「共生社会」を目指すためには、同じ場で共に学ぶことを追求していくことも必要です。

さらに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備し、連続性のある「多様な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。

このため、障害のある子どもに対する相談・支援体制の充実や、特別支援教育に関わる教職員の専門性の向上を図るとともに、外部人材をはじめとする地域の教育資源の活用や障害特性に応じた様々な指導の改善を図る必要があります。

また、特別支援学校の過密化の解消を進めるとともに、安全で適切な教育環境の整備、充実を促進することが重要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
幼・小・中・高等学校の個別の教育支援計画作成率	62.7% (H25年度)	
高等部本科卒業生の就職希望者の就職率	91.3% (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）早期からの教育相談と支援体制の充実

障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制の充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。

【実施する主な取組】

○早期からの教育相談・支援体制の一層の充実（関連項目あり）

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

○適切な就学の相談支援の充実

幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。

また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談・就学事務に努めます。

【重点的な取組の方向性】

(2) 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の環境整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。

また、医療的ケアの必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、特別支援学校の多様な支援機能の提供への期待に応えます。

【実施する主な取組】

○地域で共に学び育つ教育の推進

特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流や共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動など取組を一層進めていきます。

○合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。

○学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

○高等学校における特別支援教育の充実

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の職業的自立に向けたキャリア教育の充実についての実践研究を行い、関係機関、地域企業等との連携を強化するとともに、研究成果の教育課程上への位置づけを図ります。

○ICTを活用した教育の推進(関連項目あり)

障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。

○特別支援学校が有する多様な機能の活用

特別支援学校において、一人一人の障害の状態に適した教材教具を整備し、分かりやすい授業の推進を図るなど、在籍する幼児児童生徒に対する教育を充実します。

また、通級指導教室をはじめとした特別支援学校の総合的な教育機能を充実させ、多様な教育ニーズへの対応を推進します。

○様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師(看護師)への研修を充実します。

また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい

困難を抱えている児童生徒への適切な支援の充実を図ります。

【重点的な取組の方向性】

（３）特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校に通学を希望する児童生徒の急増により、特別支援学校の過密化の解消が喫緊の課題となっています。高等学校や小・中学校等の使用しなくなる校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより過密化の解消を図っていきます。

【実施する主な取組】

○特別支援学校の計画的な整備

過密化の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」により、計画的に整備を進めていきます。

○障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備

障害のある児童生徒等が、将来の自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めます。

○特別支援学校が有する多様な機能の充実

特別支援学校は、特別支援教育に関する地域のセンターとしての機能を果たしていく必要があります。地域からの相談への対応、支援ネットワークの構築、通級による指導や訪問教育など、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。

【重点的な取組の方向性】

（４）卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実を図ります。

また、社会の産業構造の変化等により、障害者雇用も製造業だけでなく流通サービス分野への就労の機会が広がってきています。このような状況を踏まえ、中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育の充実を図るとともに、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○キャリア教育と職業教育の充実

特別支援学校における職業教育の充実を目指し様々な職業分野の専門家を外部人材として活用する取組の一層の充実を図ります。

また、特別支援学校の教員が企業等で行う職場体験を通じて、就労支援のための資質向上に努め、指導・支援の充実を図ります。

○障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築

特別支援学校高等部や高等学校などの学校と、地域の企業や労働機関との、ネットワークの構築を一層進めるとともに、情報共有や研修の機会の積極的な活用により、障害のある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援や、地域生活の充実に向けた取組を推進します。

○障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築

障害のある人を、県立学校における学校技能員、調理員の嘱託職員として雇用し、職業自立できる力を育成するとともに、雇用期間内で一般企業等への就労に向けたキャリアアップの推

進に努めます。

また、この取組の成果を県内に発信することを通じて、市町村への普及を図ります。

○障害者への学びの支援(関連項目あり)

さわやかちば県民プラザでは、知的障害のある方を対象に、よりよい余暇の過ごし方や家庭生活・社会生活のためのルールや技能を身につけるための講座を実施するなど、障害者の学びの場と機会の充実を図ります。

また、県立図書館では、障害者に向けた講座や研修会などを行い、学びの支援を推進します。

【重点的な取組の方向性】

(5) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

多様な学びの場を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められます。また、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を発揮するための教員の専門性が重要です。このため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進

小・中学校及び高等学校の教員に対して、「特別支援学校教諭免許状」の取得を目的とした講習会の受講機会の拡大を図ります。

○特別支援教育に関する研修の充実

校長を含む全ての教員に対し、特別支援教育の意義や進め方、発達障害に関する基礎的事項について理解と実践力を高めるための研修を実施します。また、医療的ケアを必要とする児童生徒や、行動障害や精神疾患など生活全般において困難を有する児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や支援の方法について理解を深めるなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を図ります。

○異校種間の計画的な人事交流の推進

小・中・高等学校の教員を計画的に特別支援学校に配置し、特別支援教育に関する基本的な知識や支援方法についての理解を深めることにより、小・中・高等学校における特別支援教育の中心的な担い手となるなど、異校種間の人事交流による効果を生かす取組を推進します。

6 読書県「ちば」の推進

【現状と課題】

子どもは、様々な読書活動により、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにします。やがて、主体的に物事を考え、判断し、情報が氾濫する社会の中で、その真偽や価値を見抜き、有益に活用するなど、生きていくために必要な知識や技能を身に付けていきます。

そこで、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や家庭、図書館、ボランティア等が連携し、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備、及び、子どもの読書活動の普及啓発を図ることで、読書好きな子どもを育て、読書県「ちば」を推進します。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
全国学力・学習状況調査において「読書は好き」と答えた児童生徒の割合	小学校 73.4% 中学校 74.4% (H26年度)	
図書館等と連携している学校の割合	67%	

【重点的な取組の方向性】

（１）家庭や地域における子どもの読書活動の支援

子どもが、本や物語との出会いから、本を好きになり、読書を習慣とするために、子どもの読書活動の意義について県民への理解を図り、家庭や地域における読書活動及び読書環境の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○子どもの読書活動の理解の促進

県民が、子どもの読書活動の意義と大人の関わり方の重要性について理解や関心を深めるための集いや講座を開催するとともに、市町村、図書館、学校、民間団体等が行う様々な事業を通じた啓発を働きかけます。

○「家読（うちどく）」の推奨、「本のある街」の推進

家族のコミュニケーションを深め、子どもが本に親しむ習慣づくりを推進するために、家族のふれあい読書を意味する「家読（うちどく）」を、様々な機会を捉え、推奨していきます。

また、子どもが本に親しむ機会を増やすために、商業施設や病院、保健所、子育て支援センター、駅等、親子で利用する施設に子ども向けの本を置く「本のある街」の活動を推進します。

○家庭や地域における読書の啓発（関連項目あり）

乳幼児と保護者が、絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけとなる市町村のブックスタート事業を支援します。また、研修会等を通じて、放課後児童クラブや放課後子供教室などにおいても子どもが読書に親しむ機会を提供することの大切さについて、理解を図り、家庭・地域における読書活動を推進します。

○「親力アップいきいき子育て広場」等のウェブサイトを活用した読書習慣への理解促進（関連項目あり）

子育てに関する手立てや知識を提供するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を

活用し、乳幼児期からの家庭における読み聞かせや読書習慣の大切さについて理解の促進を図ります。

○読み聞かせボランティア等の人材育成

図書館と読書関係団体等との連携・協力を充実させるための情報収集や広報活動に努めるとともに、ボランティア希望者などを対象とした講座や研修会を開催することでボランティア養成や質の向上に努めます。

【重点的な取組の方向性】

(2) 学校等における読書活動の推進

幼稚園や保育所等では読み聞かせや紙芝居などの読書活動を促進し、小・中・高等学校、特別支援学校では一斉読書などの読書機会の設定や、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等における多様な学習の展開等により、発達段階に応じた様々な読書活動を推進します。

また、その活動を支えるために重要な人的・物的環境整備を、公立図書館等と連携しながら推進します。

【実施する主な取組】

○読書活動や読書意欲を高める取組の充実

図書館や民間団体等と連携し、子どもが相互に図書を紹介する活動など、発達段階に応じた様々な読書活動を工夫します。また、豊富な図書資料を活用した調べ学習などの多様な学習を展開することで、児童生徒の読書に対する興味関心や必要感を高めることを推進します。

○司書教諭の適正配置の促進と研修の実施

公立図書館司書、司書教諭等の学校図書館担当職員、子どもの読書活動の推進に関わるボランティア等が連携を深め、読書活動の充実に向けた講座や研修会を開催します。また、司書教諭の資格所有者を12学級未満の学校についても配置するよう努め、学校図書館の充実を図ります。

○学校図書館の蔵書の充実

県立学校では学校予算を計画的に配分し、図書資料の整備・充実に努めます。市町村に対しても、小・中学校が図書資料の整備状況を自己点検するための支援をはじめ、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料の計画的整備について、様々な機会を通して働きかけます。

○図書館等との連携による学校図書館の活性化

学校図書館関係者と公立図書館職員との合同研修会や情報交換の場を設けるなど、学校と図書館の連携の充実を図ります。

また、公立図書館等が、児童生徒の学習のための資料や、教員の授業研究に必要な資料の整備に取り組むように促します。

学校では、図書館等の団体貸出しの活用や公立図書館司書への相談等を通して、学校図書館の更なる活性化を目指します。

【重点的な取組の方向性】

(3) 図書館における読書活動の充実

県立図書館は、県内の中核的な図書館としての役割を強化するとともに、県民に身近な市町村立

図書館サービスや学校図書館ネットワークを様々な形で支援し、県内全体の読書活動の充実に努めます。

また、図書館による、学校図書館運営上の相談や司書等の派遣、児童や生徒に役立つ資料・情報の蓄積・提供を通して、子どもの読書活動を支援します。

【実施する主な取組】

○千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供

県民の課題解決に必要な資料・情報の蓄積、各種データベースの拡充により、高度なレファレンス・サービスの提供を推進します。県民の調査研究に必要な資料や千葉県関係資料をデジタル化・データベース化して情報発信し、「千葉県内図書館横断検索システム」をはじめ県内の様々な情報源を結び、県民に提供する拠点（ハブ）としての機能の充実に努めます。

○子どもの読書活動推進センターの設置及び市町村立図書館の支援強化(関連項目あり)

千葉県の子どもの読書活動推進のため、県立図書館において、子ども用資料の充実及び子どもの本や読書に関する調査研究用資料の収集、情報の周知・共有に努めます。また、県立学校や市町村立図書館等に対して、資料貸出を更に充実させるとともに、協力レファレンスや運営相談、職員研修などの運営支援を強化し、「子どもの読書活動推進センター」としての機能を充実させます。

○障害者等への支援の充実

様々な理由により図書館サービスの利用が困難な方のために、録音図書の整備や郵送貸出等の充実及び読書支援のための各種講座の開催に努めるとともに、特別支援学校への障害に応じた図書セットの貸出や訪問お話し会等の実施により読書活動を支援します。

また、図書館や学校の職員並びに録音図書等を製作する支援者向けの研修会を開催するなど、利用しやすい環境づくりを進めます。

○県立図書館の機能の充実

県立図書館は、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応えるとともに、県民が県内のどこに住んでいても等しく図書館サービスを受けられるよう、市町村立図書館や各種読書関係団体等と連携・協力して読書環境の整備に努めます。

また、中央図書館を県内図書館の中核と位置付け、その機能強化や利用者の安全・安心の確保のために必要な施設・設備の検討を進めます。

7 フェアプレーの精神を育て、楽しさや感動を分かち合うスポーツの推進

【現状と課題】

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で重要な役割を果たしています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、経済波及効果や地域の活性化等を生み、本県の持つポテンシャルを最大限に発揮できる機会であることは間違いありません。全国民のスポーツへの関心が高まることも踏まえ、スポーツの推進を更に加速させることが重要です。

千葉県においては、平成22年12月に制定された「千葉県体育・スポーツ振興条例」において示された体育・スポーツの施策に関する基本的な理念と施策の方向性の下、計画的・継続的にスポーツ振興に関する様々な取組が推進されています。

これまでの取組において醸成されてきた「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」といった優れた環境を引き継ぎつつ、全ての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う「スポーツ立県ちば」を実現することが求められます。

特に、子どもたちがスポーツに主体的に取り組む態度、フェアプレーの精神や克己心などを養うとともに、スポーツ環境の整備や東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた選手の育成、指導者の養成など、競技力向上のための取組を推進する必要があります。

また、県内に多数あるプロ、アマチュアのスポーツチームや選手と連携して、子どもたちがトップアスリートと交流する機会を充実させるなど、スポーツへの意識向上に向けた取組が求められます。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
成人の週1回以上のスポーツ実施率 ※スポーツ：ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動を含む	46.5% (H25年度)	
総合型地域スポーツクラブが設立されている市町村数	32 (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

(1) 「するスポーツ」・「みるスポーツ」・「ささえるスポーツ」の推進

「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の視点から、県民が生涯にわたりスポーツに主体的に取り組む態度を育成するとともに、国際千葉駅伝等のスポーツイベントにおけるボランティア等への参加を促進します。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、国際スポーツ大会等の誘致等の取組を推進します。

【実施する主な取組】

○生涯スポーツの推進

する・みる・ささえるスポーツを通して、個人の運動やスポーツへの主体的な取組を推進するため、多世代にわたり、多種目のスポーツに参加できる総合型地域スポーツクラブについて、市町村や関係スポーツ団体と連携のもと、更なる設立に向けた支援に取り組み、ライフスタイルに応じたスポーツ環境の整備を推進します。

また、地域の生涯スポーツ推進の核となる指導者の養成や資質向上を図ります。

加えて、県民の多様なニーズに対応できるスポーツ情報の積極的な収集及び提供に努め、子どもから大人、高齢者や障害のある人などが、本来の運動欲求や体力の保持増進、身体機能の回復等、それぞれの目的に応じて生涯にわたって活力や生きがいを見いだせるよう、生涯スポーツの推進に取り組みます。

○健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進

「スポーツ推進月間」を設定し、運動の機会や健康・体力づくり等に関する情報提供を行うことで、学校を卒業し、仕事や家事が生活の中心となり、運動やスポーツへの参加機会が減少傾向となる世代が、運動を一つの生活習慣として定着を図れるよう、運動・スポーツに親しむきっかけづくりを行います。

○高齢者のスポーツ推進

高齢者が、安心して運動に取り組めるよう、年齢にあった運動プログラムの提供などの支援を行います。

また、地域の元気な高齢者が、介護予防の必要性を普及・啓発する活動への支援を行うなど、県民一人一人が高齢期においても、いつまでも生き生きと自立した暮らしを送れるよう、健康づくりを進めます。

○障害のある人のスポーツ推進

障害のある人がスポーツやゲームを楽しむスポーツ・レクリエーション活動について包括的に支える団体の強化や健常者を含む参加機会の充実、障害の特性に応じた指導者の養成・確保を図り、様々なスポーツに参加できる環境づくりを推進することで、障害者の自立と社会参加を促進していきます。

○スポーツを通して人間的豊かさを育成できる指導者の養成

県民のスポーツ活動を支える指導者養成に当たっては、技術指導だけでなく、スポーツマンシップ、フェアプレー精神など人間的豊かさを育てることのできる指導者の養成方策について検討し、推進を図ります。

○スポーツの裾野を広げる取組

千葉県にある様々なプロスポーツチームを活用し、学校や地域等におけるスポーツ教室や交流活動、スポーツの楽しさや喜びを体験するイベントなどの地域貢献活動を促進することで、県民のスポーツに触れる機会、する機会の充実やスポーツに取り組む子どもたちの技術向上を図ります。

○スポーツ環境の整備

県民のスポーツに親しむ機会の選択の幅を広げるため、スポーツ施設の整備やスポーツ指導者の育成に取り組みます。スポーツ施設については、県民が安心・安全に利用できるよう耐震性の向上や施設の機能回復を図ります。

また、県民にとって身近なスポーツ施設である県立学校の体育館やグラウンドの開放を推進します。

○2020年東京オリンピック・パラリンピックなど国際スポーツ大会を契機とした地域の活力づくり

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、全ての人々がスポーツに対する興味・関心を高めるとともに、大会効果を一過性のものとせず、地域活性化、健康づくりの機

運の醸成に繋がるよう取り組みます。

また、世界のトップランナーによる国際駅伝などを開催し、活躍する選手を応援することで、広く県民のスポーツへの関心を高め、健康づくりや体力向上の機運を醸成します。

【重点的な取組の方向性】

(2) 人々に夢と感動を与える競技力の向上

スポーツ関係団体と連携し、国内大会はもとより、オリンピック・パラリンピック等の国際大会において活躍が期待される選手の発掘・育成・強化や指導者の養成などを行うとともに、競技力向上のための環境整備などの事業を推進します。

【実施する主な取組】

○千葉県競技力向上推進本部等による支援(関連項目あり)

国民体育大会の上位入賞と未来のアスリートの発掘・育成・強化のため、各競技団体と連携し、計画的な選手の発掘・育成・強化や指導者の養成、スポーツ医科学の活用などに取り組みます。

また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに、千葉県選手を一人でも多く輩出し、県民に元気と勇気を届けることができるよう、優れた能力を持つジュニア選手や障害のあるアスリートを選抜し、計画的な強化を推進します。

○競技力向上のための環境整備

選手の育成・強化に取り組むために必要な競技用具の整備を段階的・計画的に行うとともに効果的・効率的な育成・強化が図れるよう公共スポーツ施設やスポーツ医・科学の有効活用を推進します。

8 ちば文化の継承と新たな創造

【現状と課題】

本県には、古くから伝えられた文化と、全国各地から移り住んだ人々によってもたらされた文化、そして、県内各地で取り組まれている新しい文化などがあります。

これらの文化や芸術の担い手である県民一人一人の文化への思いや取組が、新たな「ちば文化」として創造されており、その振興と発展を通して、郷土に愛着と誇りを持てる活力に満ちた地域社会を形成していく必要があります。

このため、県民が質の高い文化芸術や、日本の伝統文化に触れ、親しむ機会の充実にに向けた環境づくりを進めることが重要です。

加えて、学校における地域の伝統文化等についての学習活動の充実にに向けた支援や、地域の文化財について理解を促す取組を通じて、文化財の適切な保存・継承を支援する必要があります。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
学校・社会教育施設における出土文化財活用件数	137件 (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）文化にふれ親しむ環境づくり

「ちば文化」の継承と新たな創造に向け、県民や関係団体、市町村などと連携し、文化芸術活動を支える体制を構築するとともに、文化に触れ親しむ環境づくりや伝統文化の保存・継承を推進します。

【実施する主な取組】

○博物館機能を活用した文化振興

資料の収集、保管、展示、調査・研究等の事業を行っている博物館及び美術館を活用し、県民の文化に対する理解をより一層深める取組の充実に図ります。

○文化芸術の鑑賞、体験する機会の充実

優れた文化芸術に触れる機会を県民に提供するとともに、芸術鑑賞を地域の文化施設などで行う事業への支援の充実に図り、県民の文化活動や学習活動を支援します。

○伝統文化の保存・継承

千葉の貴重な財産である伝統文化に対する県民の関心を促し、次世代に伝え、継承者育成につなげる機会を提供するため、伝統文化に県民が触れ、青少年が体験する取組を推進します。

○武道を通じた、伝統と文化に触れる教育の推進(関連項目あり)

地域の武道関係者や団体等の協力を得て、専門的な指導力のある人材を中学校に派遣します。また、中学校や高等学校において指導資料の活用や研修を実施することにより、教員の技術や指導力を高め、授業の安全確保と充実に図り、武道の更なる振興に努めます。

○郷土食の講座・体験事業の実施(関連項目あり)

房総のむら等で、本県の伝統的な郷土料理を調理する体験などを行います。また、ホームページ等を活用して郷土料理等に関する情報を発信し、郷土の食文化への理解を深める機会の充実に図ります。

【重点的な取組の方向性】

(2) 文化財の保存・継承

郷土の文化財を活用した、地域の歴史や伝統文化についての学習活動や、埋蔵文化財への理解を深めるための取組を推進し、文化財の保存・継承に向けた機運を醸成します。

【実施する主な取組】

○県文化財情報等の提供

インターネット上で国・県指定文化財の地理情報や関連情報を提供する「ふさの国文化財ナビゲーション」や美術館・博物館の資料をデータベース化した「デジタルミュージアム」の内容の更なる充実を図り、文化財をより身近に感じられる環境づくりを推進することで、郷土を愛する心を育てます。

○美術館・博物館や文化財等を活用した学習支援(関連項目あり)

県立美術館・博物館などが、収蔵資料や県内の出土文化財等を活用して独自開発した教材を用い、学校において出前授業や体験学習を実施する取組を進めます。

また、県立博物館を拠点とし、自然や文化そのものを博物館資料として活用することで体験的な活動の場の充実を図るとともに、インターネット上でも美術館・博物館の収蔵資料のデジタル化や指定文化財関連の情報提供を充実させることで、文化財をより身近に感じられる環境づくりを推進します。

○日本が誇る伝統芸能や地域に根ざした民俗芸能との触れ合い体験の推進

神楽、獅子(しし)舞、祭りばやし等の民俗芸能について、県民の理解と認識を深めるとともに、地域において伝承活動の活性化や後継者の育成を行います。

○国・県指定文化財の保存整備の支援

指定文化財と埋蔵文化財の滅失・棄損等を防止するとともに、適切な文化財管理に関する講習や文化財保護についての啓発活動を行います。

また、有形文化財の保存修理や記念物の環境整備など指定文化財等の保存・活用のために所有者や管理団体が行う保存整備事業について支援し、貴重な文化財の保護促進を図ります。

○文化財の公開・活用の推進

「文化財探検隊」「新指定文化財速報展」「房総の郷土芸能」など、指定文化財の公開・活用事業を推進するとともに、埋蔵文化財の発掘調査において「現地説明会」を実施するなど、郷土の文化財を知り、それらの保護への理解を得るための取組を促進します。

○県立博物館を活用した体験活動(関連項目あり)

美術館・博物館において、美術技法の実技講座をはじめ、原始古代から昭和時代までの房総の人々の暮らしや伝統的な技の体験、科学や産業技術に関する実験講座等を行います。

9 安全・安心な学びの場づくりの推進

【現状と課題】

本県は東日本大震災において、地震やその後に発生した津波により、学校施設をはじめ甚大な被害を受けました。

学校は、子どもたちの学習や生活の場として重要な役割を担っているだけでなく、震災・豪雨等の大規模災害発生時には緊急避難場所等として活用される場合も多いことから、施設の耐震化・老朽化対策や防災機能の強化等を計画的に推進し、安全・安心な場とすることが必要です。

また、学校安全の三つの領域、交通安全・生活安全・災害安全を通じて、子どもたちが想定にとらわれず冷静に状況を判断し、自らの生命を守るための能力を身に付けさせるための教育を、地域や保護者と連携して進めることが必要です。

さらに、学校における危機管理体制の日常的な点検や、教職員の危機管理意識の醸成が必要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
県立学校校舎等の耐震化	89.2% (H25年度)	
「地域安全マップ」を作成している学校の割合（千葉市を除く）	85.7% (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）校舎等の計画的な整備、バリアフリー化の促進

各学校及び教育施設の耐震化対策を早急に完了するとともに、老朽化対策や防災機能の強化等を計画的に進めることにより、子どもたちが安全・安心な環境で学び、地域住民の防災に資することもできる環境整備を推進します。

【実施する主な取組】

○県立学校施設の耐震化の推進

生徒の学習や生活の場であり、災害時には地域住民の応急避難場所となる県立学校施設の耐震化について、一定規模以上の校舎や体育館などについては、平成27年度末までの完了に向け、取り組みます。

また、東日本大震災において被害の多かった大規模空間における天井材や照明器具などの落下防止について、適切な対策を実施していきます。

○県立学校施設の安全向上や施設の老朽化対策の推進

県立学校施設を定期的に点検し、経年劣化が認められる施設については、安全・安心な施設環境の確保や教育環境の質的向上、地域の防災拠点の観点に配慮しながら、施設の安全向上を図っていきます。

また、県有施設の老朽化対策を総合的かつ計画的に進めるために策定される「公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえて、学校施設の個別計画を策定し、長寿命化をはじめとした施設の老朽化対策を進めていきます。

併せて、図書館をはじめとする社会教育施設の耐震化などの老朽化対策を進めます。

○魅力ある学校づくりに向けた施設整備の推進

県立学校改革推進プランの実施に伴い、必要となる施設整備を推進します。また、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じ、教育機会の拡大や学習環境を確保するため、県立学校のバリアフリー化や空調設備の整備を進めます。

○市町村立学校施設の耐震化及び老朽化対策などの促進

市町村に対して、早期に対策を講じるよう働きかけるとともに、防災機能強化や老朽化対策などの各種改修事業に係る市町村からの協議にきめ細かに対応するなど、市町村の円滑な事業実施を支援していきます。

【重点的な取組の方向性】

(2) 東日本大震災を教訓とした防災教育と安全教育の推進

各教科・道徳・特別活動等、教育活動全体を通じた防災教育の実施や、学校、地域、関係機関と連携した防災訓練等の実施など、学校の防災計画に基づき、子どもたちの防災意識を高めるための取組の充実を図るとともに、子どもたちが、事故や犯罪に巻き込まれないための交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。

また、学校安全計画の作成及び安全点検表を活用した日常的・定期的な安全点検を確実に実施し、子どもたちが安心して活動できる学校環境の整備に努めます。

さらに、学校が日本赤十字社などの団体と連携し、防災活動などのボランティア活動に取り組むことを支援します。

【実施する主な取組】

○学校安全の着実な実施

毎年4月を学校安全月間と定め、県内の全ての公立幼・小・中・高等学校、特別支援学校において子どもたちの交通安全、生活安全（防犯を含む）、災害安全（防災を含む）などの安全意識を高めます。

また、教員の指導力の向上を図るための講座や研究協議を行うなど各学校や地域の実態に応じた、学校安全の取組を推進します。

さらに、各学校において実態に応じた学校安全計画の作成及び危機管理に対する校内体制づくりを進め、学校安全管理体制の整備・充実に努めます。

○地域安全マップ（交通安全・防犯・防災）の作成

子どもたちの事件・事故・災害等に対する危険予測・回避能力を高めるため、地域の特性に応じた交通安全・防犯・防災に係る「ちばっ子地域安全マップ」づくりを推進します。

○発達段階に応じた交通安全教育の推進

幼児から高校生まで発達段階に応じた交通安全教育を実施します。実施に当たっては、参加・体験型の指導に加え、交通事故のリアルな再現による交通安全指導を推進することで、次代を担う子どもたちを悲惨な事故から守るとともに、子どもたち自身が、加害者とならない教育を推進します。

○防災教育の一層の充実

子どもたちが、災害時に適切に判断し、それに基づく行動が取れるよう、各学校において、子どもたちの発達段階に応じた指導を行います。また、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度が身につくよう、防災教育計画に基づく防災教育の推進を図ります。

○学校の防災体制の充実

防災教育調査を実施し、各学校の防災体制の整備状況・防災訓練の実施状況等を把握し、各学校における防災体制の整備や見直しを推進し、防災体制の充実に努めます。

併せて、学校と保護者等との多様化する連絡体制の整理、緊急地震速報を活用した校内連絡体制の整備の推進を図ります。

○学校・家庭・地域、関係機関が連携した災害に強い学校とまちづくり

避難所指定の有無に関わらず、地域住民や帰宅困難者が避難してくることを想定し、地域や市町村の防災組織との連携を図り、地域合同防災訓練の実施を推進します。

また、合同での避難訓練、消火訓練、避難所設営等、様々な体験活動を通して、子どもたちの防災対応能力の向上と地域住民と連携した取組の推進など、学校と地域が一体となった防災教育の一層の充実に努めます。

○高校生の防災活動への参加促進

高校生が、災害時に地域社会の大きな力となれるよう、災害の実状や災害時の心得を学び、適切な判断と行動ができる力を身に付けさせます。また、地域と連携した防災訓練などへの積極的な参加を推奨し、高校生が命の大切さと日頃の備えの重要性を認識する機会を設け、自助・共助の意識の向上を図ります。

Ⅲ 教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる

チームスピリットプロジェクト

1 親の学びと家庭教育への支援

【現状と課題】

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものです。

今日では、身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境の変化により、子育て中の親が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっています。

こうした中、全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

また、家庭教育の支援を行う上では、家庭、地域、学校がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められます。

加えて、思春期の児童生徒やその保護者が、思春期特有の課題に適切に対応するための支援の充実が求められます。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
全国学力・学習状況調査において「家の人と学校での出来事について話をしている」と答えた生徒の割合	72.8% (H26年度)	
家庭教育の推進に係る協力企業等の数	415 (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）教育の土台となる家庭教育への支援

保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。

また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における親の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の親を孤立させないサポート体制づくりを進めます。

加えて、思春期の児童生徒が思春期特有の課題に関して正しい知識を身に付けることができるよう、児童生徒やその家族への啓発や相談対応を実施します。

【実施する主な取組】

- 「親力アップいきいき子育て広場」などを活用した家庭教育支援の充実(関連項目あり)

家庭教育の担い手である親の学びを応援し、子どもの発達を正しく理解し、全ての家庭の教育力向上とその充実を図るため、インターネットやリーフレットなどの活用を図ります。

- 「親の学びプログラム（千葉県版親プロ「きずな」）」を活用した家庭教育支援

親が学び合う場をより活性化するため、親としての役割や子どもの発達の段階に応じた関わり方等を、親が主体的に学べる講座展開例や市町村担当者が活用できる効果的な広報の仕方についてまとめた「きずな」の活用を図ります。

○地域と一体となった家庭教育支援

経験豊富な地域人材を活用して、子育てや家庭教育に関する相談、親子で参加できる講座などの多様な学習機会の提供等の取組を支援します。また、子育てに悩む保護者や孤立しがちな保護者への相談活動や学習機会の提供等の充実を図るため、カウンセラーや保育士等の専門的な人材を活用したアウトリーチ型の支援等、チームとしての取組を促進します。

○子どものころからの生活習慣病予防の推進(関連項目あり)

生活習慣病の予防のため、学校、市町村、地域の関係機関の協働のもと、子どもとその保護者に向け、「しっかり運動 早ね 早おき 朝ごはん」をスローガンとした普及啓発を行い、健全な生活習慣の定着を支援します。

○家庭や地域における読書の啓発(関連項目あり)

乳幼児と保護者が、絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけとなる市町村のブックスタート事業を支援します。また、研修会等を通じて、「放課後児童クラブ」や「放課後子供教室」などにおいても子どもが読書に親しむ機会を提供することの大切さについて、理解を図り、家庭・地域における読書活動を推進します。

○思春期保健相談事業の実施

思春期の児童生徒やその家族等を対象に、思春期特有の身体や性、食生活、心の問題に関する知識の普及・啓発を行うため、「思春期保健相談」や「思春期教室」、「ピア・エデュケーター事業」活動を推進します。

【重点的な取組の方向性】

(2) 学校と地域が連携した家庭教育の推進

学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、親の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○学校を通じた家庭教育の支援

子どもたちの生きる力の基礎となる家庭教育の充実を図るため、「学校から発信する家庭教育支援プログラム」※「家庭教育リーフレット」を活用するなど、学校・家庭と地域社会が丸となって、子どもたちの教育に積極的に関わるとともに、子どもたちを見守り、育てていく環境づくりを進めます。

○「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」を活用した家庭教育の支援(関連項目あり)

家庭と地域社会が互いに理解し合い、地域社会を大家族として捉え、子どもたちの教育に協力し合う環境づくりを進めます。

○企業や団体と連携して取り組む家庭教育支援(関連項目あり)

県内企業に対して、社員研修の場を利用した子育て支援講座開催の働きかけや講座への講師派遣を行うとともに、社内掲示などに活用できる家庭教育支援に関する資料を配布し、企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行います。

○親の働く姿に接する「子ども参観日」の推進(関連項目あり)

子どもたちが、親の働く姿に接することで親子のコミュニケーションを図り、働くことの大切さを学べるよう、企業等に「子ども参観日」の実施を働きかけるとともに、実施した企業等をホームページ上で紹介するなど、企業等の取組を促進します。

【重点的な取組の方向性】

(3) 親となっかけてがえのない子育てを行うための教育の推進

中学生や高校生などが将来、親になることについて学ぶとともに、乳幼児とその親に触れ合う活動などを通じて、育児への関心を高め、子育てにおける家庭の役割や、子どもを育てる意義等について学ぶ機会の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○子育て体験学習の推進

幼稚園・小学校の合同授業や中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生等が幼稚園や保育所で保育体験をする機会の充実に努めます。特に、高校生が乳幼児や保護者と触れ合い、子育てを体験的に学ぶ高等学校の取組を推進します。

※「学校から発信する家庭教育支援プログラム」：平成21年度に千葉県教育委員会と市原市教育委員会が協同して開発しました。子どもの発達の段階（0歳児～6歳児、小学生、中学生）に応じ、心の成長、親子のコミュニケーション、食生活、友人関係、家庭学習など様々な予想される子育ての悩みについての家庭教育支援資料とその指導のためのプログラムです。

2 つながりや支えあいによる地域コミュニティの形成と生涯学習社会の実現

【現状と課題】

子どもたちの学びを支援するためには、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが相互に連携し、学校における多様な教育活動を支援する体制づくりを進めることが求められています。

また、地域住民の絆を深め、つながり支え合う地域コミュニティを形成し、地域とともにある学校づくりを推進していく必要があります。

このため、学校の教育活動への様々な人材の活用を推進するとともに、学校と地域を結ぶ人材を引き続き育成していく必要があります。

また、県民が、生涯のいつでもどこでも、自由に学習機会を選択し学習することができ、また、その成果が適切に評価される生涯学習社会を構築するため、学校や公民館、生涯学習センター等を拠点に、関係機関が連携・協働して、住民が必要としている情報を適宜提供できる体制づくりが重要です。

そして、教育政策と他の政策分野との整合性を図りつつ、市町村や私立学校、大学等の高等教育機関、民間団体等との連携を密にして、地域の教育力の向上につなげることが大切です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
放課後子供教室の対象学校数	156校 (H25年度)	
「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を地域とともに企画運営している学校の割合	55.6% (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

(1) 学校を核とした地域コミュニティの構築と子どもの学びへの支援

学校における日々の教育活動や、放課後子供教室、放課後・土曜日等の教育活動において、地域住民や専門的知見のある企業関係者などの地域人材を積極的に活用することにより、子どもたちの多様な学びを実現するとともに、地域における教育の質的向上を図ります。

また、学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、地域コーディネーターなどの学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図ります。

【実施する主な取組】

- 「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の充実(関連項目あり)

「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を保護者や地域住民が学校と一体となって企画・運営することにより、家庭、学校、地域のつながりを強固にします。これにより、学校運営・地域交流の発展につなげます。

- 学校支援地域本部の推進(関連項目あり)

地域全体で子どもたちを育む体制づくりの実現に向けて、学校と地域を結ぶコーディネーターを配置して、学校と地域の連携のもと、市町村教育委員会、PTA、地元企業等とも協力しながら、学習支援や環境整備、登下校時の見守りなど、学校を支援する取組を推進します。

- 放課後子供教室の推進

放課後等における、全ての子どもたちを対象とした安全・安心な活動拠点（居場所）づくりのため、市町村と連携しながら、小学校の余裕教室等を活用し、地域の参画を得て学習やスポ

ーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進します。なお、実施に当たっては、「放課後児童クラブ」と一体的または連携した取組を進めるなど、総合的な放課後対策として更なる充実を図ります。

○地域と連携した土曜日等の教育活動の推進(関連項目あり)

子どもたちへの土曜日等の教育活動の充実を図るため、多様な経験や技能を持つ地域の人材や企業の連携協力を得て、土曜日等に体系的、継続的なプログラムを企画・実施する市町村の取組を支援します。

○コミュニティ・スクールの導入の促進(関連項目あり)

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす、地域とともにある学校づくりを推進し、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進めます。

このため、コミュニティ・スクールの導入・充実に向けた取組を支援します。

○地域コーディネーター等の育成

「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」など、学校と地域住民との連携を進めるために、必要な人材である地域コーディネーター、学校支援ボランティアの発掘や育成に努めます。

○家庭・学校・地域が一体となって取り組む教育環境づくりの推進

教育分野での社会貢献活動に取り組む企業と連携し、「ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度」の学校での活用を促進することにより、家庭・学校・地域が一体となって、子どもを育てる環境づくりを推進します。

【重点的な取組の方向性】

(2) 生涯学習社会を目指した取組の推進

誰もがいつでもどこでも学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる生涯学習社会を実現するため、学校や公民館、生涯学習センター、図書館、博物館等の社会教育施設が連携・協力し、地域住民に対する学習活動の場を提供するとともに、学んだ成果を地域活動や学校教育で生かす場を広げ、その成果が適切に評価される取組を推進します。

【実施する主な取組】

○学ぶ場と学ぶための情報提供の充実(関連項目あり)

県民の学習ニーズや家庭教育に関する講座、県立図書館職員が講師となって実施する読み聞かせ講習会等、様々な内容の学習機会を関係機関との連携を図りつつ提供します。また、生涯学習を推進していくために、生涯学習活動に携わる方々を対象とした研修講座も提供します。

さらに、生涯学習情報提供システム「ちばりすネット」や「千葉県内図書館横断検索システム」、県立美術館・博物館の資料や文化財情報のデータベースを活用して、学びに役立つ情報の提供を充実するなど、県民の生涯学習を支援します。

○県立学校開放の推進

多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、県立学校がもつ優れた教育機能や施設を身近で利用しやすい生涯学習の場として積極的に地域へ開放し、学校が持つ専門性を生かした開放講座を実施することにより、県民が生活に必要な知識や技能を習得したり、心豊かに生きるための教養を身につけたりするなど学習機会の提供を推進します。

また、「学校と地域が貴重な資源を共有する」という考え方の下、広くスポーツの健全な普及・発展とともに、スポーツ活動を通じて地域住民の交流を生むコミュニティの促進を図るた

め、県民の貴重な財産である県立学校体育施設の地域住民への開放を推進します。

○障害者への学びの支援(関連項目あり)

さわやかちば県民プラザでは、知的障害のある方を対象に、よりよい余暇の過ごし方や家庭生活・社会生活のためのルールや技能を身につけるための講座を実施するなど、障害者の学びの場と機会の充実を図ります。

また、県立図書館では、障害者に向けた講座や研修会などを行い、学びの支援を推進します。

○学んだ成果が適切に評価されるシステムづくり

県民一人一人が目標を持って学び続けることや学び直しができるよう、県民の生涯学習を支援する「まなびシステム“ちばネット”」を活用し、県、市町村、高等教育機関、民間教育事業者等で提供する講座・セミナー等で学習した成果を認める奨励証を交付するとともに、その成果を社会に生かすための支援を行います。

○学んだ成果やキャリアを地域や学校教育に生かす取組の推進

県民が生涯学習で学んだ成果やこれまで培ってきたキャリアを、地域や学校教育で幅広く生かす機会を提供するため、学習の成果を社会的な活動に生かそうとする人を指導者として養成するほか、学校教育やボランティア活動への参加に向けたイベントや講座を開催します。

また、美術館・博物館においては、館の活動をサポートする県民ボランティアの受入れ、市町村、NPO等地域の団体と連携した展示会の開催や体験事業を実施するなど、学びの成果を生かせる場を提供します。

さらに、青少年教育施設においても、主催事業等の講師・協力者として地域のボランティアを活用するなど、学びの成果を生かせる場を提供します。

○社会教育施設を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

生涯学習センター、図書館、公民館、青少年教育施設等の社会教育施設を拠点に関係機関と連携し、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等、地域コミュニティの形成につなげていく取組を推進します。

○社会の課題に取り組むボランティア活動等の推進(関連項目あり)

子どもたちが、様々な人や団体とつながりながら豊かな人間性を養うことができるよう、学校と家庭・地域が連携して行うボランティア活動をはじめ、福祉活動、体験活動、あいさつ運動などを促進します。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた若者のボランティア養成など、社会的ニーズに対応した取組の充実により、若者の更なる社会参画を促進します。

【重点的な取組の方向性】

(3) 社会教育推進体制の強化

教育委員会が、学校や家庭、まちづくり、福祉等の関係部局や、民間団体、大学等の地域の多様な主体と連携し、地域住民も一体となって協働して取組を進めていくための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進します。

【実施する主な取組】

○社会教育主事・指導者の養成

国等で実施される社会教育主事講習への受講を推進するなど、社会教育専門職員である社会

教育主事の養成に努めます。

また、地域の社会教育関係者の資質向上を図るため、地域社会教育指導者研修会等を実施します。

○社会教育関係団体の育成

子ども会やPTAなど、青少年及び成人に対して教育活動や社会教育に関する研修活動を実施する社会教育関係団体の求めに応じて、専門的・技術的な指導・助言等を行います。

○生涯学習センターにおける社会教育関係者等とのネットワークづくり

県の生涯学習推進の中核拠点であるさわやかちば県民プラザにおいて、社会教育・生涯学習推進講座等を実施し、社会教育関係者等の資質向上を図り、市町村及び生涯学習関連機関等の人材・情報などのネットワークづくりに努めます。

また、大学・企業・地域との連携を促進するため、柏の葉アカデミア講座や各種のシンポジウム等の協働事業を推進していきます。

○学校支援地域本部の推進(関連項目あり)

民間団体、大学等の地域と連携を図り、学校と地域を結ぶ地域コーディネーターや学校支援ボランティア等の育成を促進し、学校における多様な教育活動を支援する体制づくりを進め、地域の学びを支える人材を育成します。

○県立図書館の機能の充実(関連項目あり)

県立図書館は、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応えるとともに、県民が県内のどこに住んでいても等しく図書館サービスを受けられるよう、市町村立図書館や各種読書関係団体等と連携・協力して読書環境の整備に努めます。

また、中央図書館を県内図書館の中核と位置付け、その機能強化に必要な施設・整備の検討を進めます。

【重点的な取組の方向性】

(4) 高等教育機関との連携

大学・短期大学・専門学校などの高等教育機関は、様々な資格取得やキャリア教育の最終段階としてだけでなく、地域の生涯学習を支える「知の拠点」として、生涯学習社会にとって大きな期待が寄せられています。

このため、大学で生み出され、蓄積された知的資源を広く社会で活用することができるよう、大学等での公開講座等について広く情報提供していきます。

また、高大連携の取組や、将来、本県の教育を担う教員を養成するための様々な取組などにおいて、人材や情報・技術など様々な資源を有する高等教育機関と連携した取組の充実を図ります。

【実施する主な取組】

○高大連携の促進(関連項目あり)

大学教員の高等学校等での出張講義、生徒の大学での講義受講や研究施設等を利用した実験・実習など、県内の大学・短期大学の高大連携に関する取組実績を調査し、ホームページに掲載することなどにより、高等学校等が高大連携に取り組みやすい環境の充実を図ります。

○教員を目指す学生への出前講座や情報の提供(関連項目あり)

熱意ある優秀な教員を養成するため、大学や短期大学からの要請にこたえ、総合教育センターにおいて教職を目指す学生や卒業生が参加できる「教職たまご塾」を開催するほか、大学等

に出向き、公立学校教員を志望する大学生、短期大学生及び大学院生を対象に、「千葉県の求める教員像」の説明等を行う「出前講座」の充実を図ります。

○大学等の高等教育機関と自治体の連携による地域活性化の促進

大学等の高等教育機関が自治体を中心に地域と連携して、地域コミュニティの中核的存在として、地域への研究成果の還元や、子どもの学び支援を行うなど、大学による地域の課題解決に資する取組を促進します。

【重点的な取組の方向性】

(5) 県教育委員会と市町村、私学等との連携強化

県教育委員会が、県内の市町村教育委員会、まちづくり、福祉、環境、男女共同参画などを管轄する行政担当部局や、私立学校、NPO等の民間団体など様々な主体と連携し、それぞれの特性を認識し、互いに尊重しながら、地域全体の教育力の向上を図ります。

【実施する主な取組】

○学校現場や市町村教育委員会等との連携促進

教職員や市町村教育委員会委員等と教育に関する意見交換を行い、双方の立場や役割について理解し、連携協力体制の強化に取り組みます。また、教育委員が学校等を視察することにより、学校教育などの実施状況を把握し、教育施策の点検・評価を行うとともに、教育委員会活動の積極的な情報発信を行います。

○私立学校による地域貢献活動の促進

私立学校が地域の市町村教育委員会と連携し、私学の施設を活用して通学合宿を実施するなど、私立学校による地域貢献に資する取組について、市町村教育委員会への理解を促進します。

3 学びのセーフティネットの構築

【現状と課題】

経済雇用環境などの変化により、生活困窮者や不登校等の状態にある児童生徒など、経済的・社会的に様々な困難を抱えている人たちが増加しています。

自らの能力を伸長し、将来、社会においてその能力を発揮するための教育を受ける機会は、経済的・社会的な事情に関わらず等しく与えられるべきもので、子どもたちの社会参画・自立に向けて、安全・安心で充実した教育機会を提供すること、すなわち「学びのセーフティネット」を構築することが重要です。

また、いじめ、不登校や障害等に関する教育相談体制の充実や、全ての子どもたちが安心して教育を受けることのできる環境の確保など、困難を抱えている子どもや家庭への支援を推進する必要があります。

加えて、関係部局や機関と連携しながら、学習、家庭や社会生活に困難を有する子どもたちへ学び直しの機会の提供等の教育支援を進めるとともに、児童虐待の防止等の児童対策を充実させることが重要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H31年）
公立高等学校における不登校・中途退学生徒の割合	不登校 2.8% 中途退学 1.5% (H25年度)	

【重点的な取組の方向性】

（1）子どもや家庭に対する相談支援体制の充実

いじめや不登校など、支援を必要とする児童生徒や家庭に対して、教職員と連携して問題解決に取り組むため、学校へのスクールカウンセラー等の専門的知見を有する人材の配置を促進し、子どもや家庭に対する相談支援体制を充実します。

また、いじめ、不登校、中途退学等の問題解決のため、民間団体等の学校外の機関との連携を促進します。

さらに、特別支援学校をはじめ、市町村の療育機関、幼稚園、保育所、認定こども園等が相互に連携して、地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築と充実を図り、乳幼児の発達や子育てに不安を抱く保護者が、気軽に安心して相談できる環境を整えていくとともに、保護者が子どもの障害を理解し、受け止めながら子育てができるよう、適切な支援を行います。

【実施する主な取組】

○学校内の教育相談体制の充実

いじめ問題をはじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期解決のため、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の更なる支援を図るとともに、各学校の定期的な研修の実施など、教職員の資質向上につながるよう、スクールカウンセラーの配置を充実します。また、スクールソーシャルワーカーを配置して福祉施設などの関係機関との連携を図ります。

○子どもと親のサポートセンターにおける教育相談体制の充実

「子どもと親のサポートセンター」の専門性を生かし、いじめ問題、不登校、発達や障害に関すること、子どもの養育上のことなど、子どもたちを取り巻く様々な課題に対する相談業務を行います。また、こうした児童生徒の相談を受け止める体制について、利用促進を図るため、

児童生徒、保護者への周知を徹底し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応につなげます。

○学校における不登校児童生徒等に対する支援

小・中・高等学校の継続性を生かした各学校段階間における情報共有・連携強化や、進路指導の充実、スクールカウンセラーや相談機関等と連携した組織的対応などの取組を推進し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行います。

○不登校児童生徒への支援ネットワークの充実

いじめ・不登校の早期発見・早期対応に向けて、関係機関との連携を深めるとともに、訪問による家庭や学校等への段階的・継続的な支援の方策について調査研究することにより、不登校児童生徒への学校復帰及び復帰後の対応、社会的自立についての支援を図ります。

○外国人児童生徒等の教育に対する支援(関連項目あり)

不登校・不就学の定住外国人の子どもに対して、日本語の指導と併せ、関係機関や市民活動団体と連携して、学習習慣、更には日本の文化やマナーなどを学ぶ機会を提供していきます。

○関係機関による不登校児童生徒支援体制の充実

不登校の解決に向けては、学校や関係機関における相談支援体制の充実を図るとともに、市民活動団体と連携することにより、不登校児童生徒支援の充実を図ります。

○早期からの教育相談・支援体制の一層の充実(関連項目あり)

特別支援学校は、その専門性を生かして関係機関と連携し、早期からの教育相談の充実を図る役割を担っていくことが期待されており、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら、障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談・支援体制の充実を図っていきます。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

【重点的な取組の方向性】

(2) 学び直しなどの再チャレンジに対する支援の充実

一人一人の豊かな人生の実現に向けて、学ぶ意欲と能力のある全ての県民が、質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの将来に向けて挑戦できるよう、学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を図ります。

【実施する主な取組】

○定時制高校・通信制高校の充実

近年、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が、全日制課程から転・編入学してくるケースが増加している夜間定時制高校については、定通併修の一層の充実や、単位制の特性を生かした教育内容を充実します。

また、自分のライフスタイルに応じて学ぶことができる多部制定時制高校については、地域の状況を踏まえつつ、生徒の多様な学習ニーズへの対応を進めます。

さらに、「いつでも」「どこでも」学習できる通信制高校については、通信制協力校の拡充やICTを活用した学習支援などを充実します。

○地域連携アクティブスクールの更なる充実(関連項目あり)

地域の教育力を活用するとともに、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」等を行うことにより、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指す「地域連携アクティブスクール」の更なる充実を図ります。

○高校中途退学者等に対する継続的な支援

学校と「地域若者サポートステーション」などの自立支援関係機関・団体との連携を図り、就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高校中途退学者等に対して、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談やセミナー・パソコン講座等の自立支援プログラムを実施し、職業的自立に向けた支援を行うことで、早期の自立・進路決定を促します。

○生涯学習の機会と場の提供

誰もがいつでもどこでも学習することができ、また、学習成果を生かすことができるよう、生涯学習センターや公民館、図書館、博物館等の社会教育施設が連携・協力し、学習活動の機会や場を提供します。

【重点的な取組の方向性】

(3) 経済的・家庭的理由など様々な困難への支援

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、地元企業や地域の人々など様々な主体と連携した取組を推進します。

また、必要に応じて専門性を有する人材及び関係機関・団体などとの連携・協働を図ることで、支援が必要な子どもや家庭に対する方策を充実させます。

さらに、就学支援金の支給や授業料減免事業への助成などの支援を通じて、高等学校等の生徒に係る教育費負担の軽減を図ります。

【実施する主な取組】

○「貧困の連鎖」防止に向けた多様な主体との連携

退職教員等の地域住民の協力による児童生徒に対する学習支援や、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を活用した支援を必要とする家庭への取組、学校や社会教育施設等を活用した若者の自立・社会参画支援など、労働部局や福祉部局、市民活動団体等と連携した取組の充実を図ります。

○学ぶ意欲のある生徒に対する修学の支援

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、支援が必要とされる高校生等に授業料相当として就学支援金の支給や、経済的理由で修学困難な高校生等に対する、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸与を行います。また、学び直しをする高校生への支援や家計急変に対する支援、県立高等学校で行う授業料減免や県内の私立高等学校及び専修学校高等課程が行う授業料減免事業への助成などきめ細かに、高等学校等の生徒に係る教育費負担の軽減を図ります。

○特別支援教育への援助

特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情を踏まえ、これらの学校に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助します。

【重点的な取組の方向性】

(4) 虐待など不適切な養育から子どもを守る取組の充実・強化

児童虐待防止の取組に当たっては、子どもの安全を第一に、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

また、学校は児童虐待の早期発見に重要な役割を担っており、児童虐待の防止や早期発見につなげるための啓発活動や研修に取り組むとともに、各地域の児童相談所等との連携の強化や情報共有、役割分担の明確化を図ります。

【実施する主な取組】

○子どもに関わる相談機能の充実

いじめや児童虐待、子育ての不安など、子どもに関わる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間、土日、祝日の相談にも応じるなど、相談機能の充実を図ります。

○要保護児童対策地域協議会の機能向上の推進

市町村における関係機関の連携強化のため、学識経験者等の専門家をアドバイザーとして派遣し、要保護児童対策地域協議会の機能向上を推進するとともに、協議会未設置の市町村については設置に向けた検討を進めるよう、働きかけを行います。

○教育機関等関係機関職員への研修の充実・強化

教育機関をはじめとする関係機関等の職員を対象とした、児童虐待に係る研修などにより、知識の共有を図り、児童虐待への円滑な対応を目指します。

第 4 章

計画の推進に当たって

第1節 県民一体となって取り組む体制づくり

1 これからの教育行政

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は、これまで以上に住民に開かれた教育行政を推進することが求められています。本県では、これまでも「地域の教育的ニーズに応える教育委員会」、「県民に、より開かれた教育委員会」を目指して現場重視と情報公開などに取り組んできました。

これからも授業参観や教育活動の視察をはじめ、中学生・高校生との交流会、「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」などにおいて、子どもや教員、県民の意見を直接聞いていきます。また、市町村との意見交換等を実施するなど、県民の意向を十分に反映した教育行政を進めます。

また、幼稚園児の9割、高校生の3割が通っている私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担い、県民の学校選択の自由を確保する重要な役割を果たしていることから、建学の精神に基づく教育の振興を図るとともに、公立学校との連携を推進することにより、県全体の教育の充実を図ります。

さらに、計画の推進に当たっては、福祉、雇用労働、防災、環境、産業など幅広い分野との密接な連携が必要であることから、横断的、総合的に取り組みます。

2 多様な主体との連携と協働

この計画をより実効性のあるものとするためには、県や市町村などの行政はもとより、各学校、保護者、家庭、地域住民、企業などが連携、協働していくことが必要です。「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」という基本方針のもと全ての大人が子どもの育成に関わるという意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たしていくことが大切です。

家庭・学校・地域が連携した教育環境づくりを目指し、各学校を会場として開催しているミニ集会などを基盤として、教育を核とした新しい地域コミュニティの構築を促進し、多様な主体と連携、協働していく体制づくりに努めます。

第2節 計画の進行管理

1 各年度における取組

この計画は、今後5年間の施策や取組の方向性を示したものであり、各年度の具体的な取組については、当該年度に実施する施策をまとめた重点施策推進計画（工程表）を策定し、実施していきます。

2 各年度における点検・評価

計画の点検及び評価については、教育委員会の活動状況の点検及び評価の中で、有識者の知見も活用しながら実施し、毎年度その結果を公表します。

さらに、計画期間である5か年間の評価結果を総括していくため、以下の3つの指標を設定します。

項目	現状	目標(H31年)
学校評価における保護者アンケートにおいて、「学習指導」に関する項目について「満足」「おおむね満足」と回答した保護者の割合	80.9% (平成25年度)	
学校評価における保護者アンケートにおいて、「子どもの様子（規範意識や協調性）」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	87.2% (平成25年度)	
学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合	85.4% (平成25年度)	

3 教育投資の充実

現在我が国は、人口減少、少子高齢社会の到来など、時代の大きな変革期にあります。

こうした状況の下で、元気な千葉県をつくっていくためには、県政発展の基盤である人づくり、それを担う教育に力を注ぐことが必要です。

一方、本県の財政状況は、引き続き厳しい状況にあり、当面はこのような状況が続くことが予想されます。予算の効率的、効果的な活用に十分留意するとともに、県民の理解を得ながら、この計画の実現に必要な予算の確保に努めます。また、国に対して教育予算の拡充や教職員定数の改善などを積極的に働きかけ、教育投資の充実を図ります。